

総務文教委員会記録

○開催日時

平成27年12月10日 午前10時～午後3時12分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帯田裕達	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	徳永武次
委員	佃昌樹		

○その他の議員（2人）

議員	杉 菌 道 朗	議員	新 原 春 二
----	---------	----	---------

○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	消防総務課長	鶴屋豊文
総務課長	田代健一	予防課長	永田稔
秘書室長	鬼塚雅之	通信指令課長	酒匂克己
文書法制室長	堀ノ内孝		
財政課長	今井功司	教育部長	中川清
財政グループ長	大濱浩一	教育総務課長	鮫島芳文
財産活用推進課長	平原一洋	学校教育課長	原之園健児
税務課長	山口秀昭	社会教育課長	徳留真理子
収納課長	有村辰也	文化課長	岩元ひとみ
契約検査課長	堂元清憲	専門職	村岡斎哲
専門職	増田貴文	少年自然の家所長	峯満彦
主幹	内田俊彦	中央図書館長	本野啓三
危機管理監	新屋義文		
防災安全課長	角島栄	選挙管理委員会事務局長	森園一春
原子力安全対策室長	遠矢一星		
		監査事務局長	火野坂博行
会計課長	今吉美智子	公平委員会事務局長	
消防局長	新盛和久	議会事務局長	田上正洋
次長兼警防課長	福山忠雄	議事調査課長	道場益男

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
------	------	------------	-------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第214号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第215号 薩摩川内市上甕コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第213号 財産の取得について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第216号 薩摩川内市天辰寺前古墳公園条例の制定について 議案第217号 薩摩川内市川内文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について 議案第218号 薩摩川内市入来文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について 議案第219号 薩摩川内市川内まごころ文学館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第220号 薩摩川内市川内文化ホール及び薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワー いりきの指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
(所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第211号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第212号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
(所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（持原秀行）おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合には、委員長において随時許可をいたします。

△消防局の審査

○委員長（持原秀行）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）まず、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算、予算に関する説明書、第6回補正について御説明申し上げますので、予算に関する説明書の55ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、補正額176万7,000円の増額で、内容といたしまして、右側説明欄にあります常備消防一般管理費の事項で、職員手当等の56万7,000円、常備消防車両管理費の事項で、特に南部分署高所放水車のディスプレイ表示板の修繕料を含む120万円の増額でございます。

また、3日常備消防施設費では、常備消防車両等購入費の事項で、備品購入費157万円の減額でございます。予算計上の指令車について、コアガスグループからの寄贈を受け、減額したものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査を行います。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）まず、当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから、所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。

委員会資料を御準備ください。

まず、1ページ目の10月22日に開催いたしました第19回自衛消防隊消火競技大会には、危険物安全協会及び防火管理協会の加入事業所から、3種目に22事業所33チーム、99人の方々に参加して開催いたしました。種目ごとの結果につきましては、記載のとおりでございます。

下段の2になります飲食店等への防火の呼びかけは、10月8日に広島市で発生しました雑居ビル火災や国民文化祭に向けまして、市内の川内及び市比野地域の飲食店等が入ります雑居ビル関係者を含め、220店舗の方々へ防火管理の徹底をお願いしたところでございます。

また、資料には記載しておりませんが、国民文化祭に関しましては、市内の95カ所のホテル、飲食店等の宿泊施設を事前に査察を実施し、防火管理につきまして呼びかけをしたところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

上段は、市内11カ所の幼年消防クラブの年長児214人に参加していただきまして、女性消防団員の協力をいただき、体験を重視した幼年消防クラブ防災教室を2日間に分けて実施いたしましたところでございます。

中段の防火ポスター・図画作品コンクールは、市内の幼稚園、保育園及び小学校から154名の応募をいただき、審査を行って、表彰したところでございます。この作品につきましては、隈之城

町のプラッセだいわと川内山形屋の協力を得まして、ポスター展を開催しましたほか、現在は防災研修センターの隣にあります視聴覚室で、今月20日まで展示をしているところでございます。

下段の防災研修センターの利用状況についてですが、開館から11月末現在で1万2,291人の方々に利用していただいております。資料に記載のとおり、今回の集計で市内の方々の利用者が1万人を超えましたが、今後もリピーターを含め多くの市民の方々が活用していただきますよう、積極的に周知・広報に努めてまいります。

続きまして、3ページになります。

上段は、横浜市の久保田消防局長を講師に招きまして、職員のさらなるスキルアップに向けまして、職員研修を実施いたしましたところでございます。

下段は、前回、9月の委員会以降の自主防災組織の訓練状況を記載しております。

続きまして、4ページになります。11月9日から15日にかけて、秋季全国火災予防運動に伴います各署の消防演習等を記載しております。3段目になりますが、中央消防署では、昨年に引き続きまして消防フェスタを開催し、昨年を上回る来庁者の方々がおり、大盛況で終わったところでございます。

また、下段の表に記載のとおり、期間中は消防団員及び各協会の協力をいただきまして、延べ人員401人で火災予防立哨を実施いたしました。

続きまして、5ページになります。緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練と、5年ごとに開催されます全国合同訓練につきまして御説明いたします。

本市では、緊急消防援助隊の登録隊は、消火隊や救急隊を初めとして、16隊を現在登録しております。これに伴い、事前の計画に基づき、訓練に派遣しているところでございます。

九州ブロック合同訓練は、毎年開催されており、今回は大分県佐伯市周辺で開催され、車両4台、職員14人を、それから全国合同訓練には、千葉県市原市周辺で開催され、車両2台、職員6人を派遣いたしました。

特に、下段に書いてありますとおり、全国合同訓練につきましては、陸路での終結指示があり、広島県と名古屋市消防学校に野営後、千葉県に進出し、秋田県、三重県及び鹿児島県の3県の合同大隊で、石油コンビナート災害対応訓練を実施

したところでございます。

続きまして、6ページになります。

薩摩川内市消防団の年末特別警戒が、12月28日から30日までの3日間、市内の各分団詰所で実施していただきます。これに伴いまして、年末特別警戒激励巡視を初日の28日に、本土9班、甕島地域2班の計11班で、市長を初めとして両副市長、消防局長等を巡視員として、資料に記載のとおり実施する予定でございます。

続きまして、資料7ページの下段になりますが、平成28年薩摩川内市消防出初め式を市内3会場で実施いたします。甕島会場の2カ所は、1月6日、水曜日の午後から記載のとおり実施いたします。川内会場につきましては、1月9日、土曜日、8時40分から分列行進を行う予定であります。場所につきましては、本年と同様に、太平橋と開戸橋の間の向田側の川内川河川敷でございます。寒い中、大変ですが、十分な防寒対策をしていただき、御参列いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、8ページの火災・救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、11月末現在、火災は35件発生し、対前年比9件の減、救急は3,809件で164件の増となっております。

(2)から(5)につきましては、地域別、月別の火災・救急の発生状況でございます。

また、火災につきましては、(2)にありますとおり、甕島地域におきまして、火災はことしも1件も発生しておりません。これは、前回も申し上げましたが、甕島地域につきましては平成25年10月から火災は発生しておりませんで、2年を超える期間になっているところでございます。

また、火災の種別につきましては、建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較しまして5件減少しておりまして、火災損害額の減につながっております。また、火入れ、たき火等のその他火災も、7件減少しているところでございます。

救急につきましては、救急の種別で、急病・一般負傷が増加し、交通事故が減少しているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。ありませんか。

○委員（井上勝博） すいません。今、説明された以外のことなんですけれども、今回、手数料条例の中で、消防事務に関する諸証明についてということで、手数料が改定されるわけですが、消防事務に関する諸証明というのは具体的にはどういうものがあるかというのはここで聞いてよろしいですか。

○委員長（持原秀行） よろしいですか、課長、どうぞ。

○予防課長（永田 稔） 予防課長の永田です。消防の手数料ですけれども、救急搬送証明、それとガソリンスタンド等が地下タンクの埋設で、石油組合から補助金等を受ける場合に、業者の方から地下タンクが何年に埋設されたかという証明をくださいということの手数料があります。だから、救急とガソリンスタンド等の証明がございます。

以上です。

○委員（徳永武次） 1点だけ教えてください。ラジオでよく耳にするんですけど、鹿児島市なんですけど、救急車の市民の利用、この辺で例えば救急性がないのに救急車を呼ぶとか、そういうケースというのは、何か鹿児島市は相当ふえているということなんですけど、薩摩川内市はどうなんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） いわゆる救急車の適正利用にということでございますけども、先般、南日本新聞にも載りましたが、県議会のほうでも一般質問で、こちらの田中良二議員のほうで質問されてはいたけども、県の状況がいわゆる軽症者の搬送率が35%ということで答弁をしておりました。私どものほうは、ことしの数字でございますけども、11月末現在で34.2%ということで、やはり3割強は軽症者、いわゆる入院を要しない方々。

当然、軽症者で一くりにすればあれなんですけども、軽症者の中にもけがをしたりとかといらっしゃいますので、一くりに三十何%の方が適正利用じゃないということではないんですけども、やはりタクシーがわりに使われる方とかいらっしゃいます。

これにつきましては、どこの消防本部もなんですけど、私どものほうも適正利用に向けて、いろいろと機会を捉えて、市民の方々にお願いしてい

るところでございます。

○委員（徳永武次） 車両台数も限られているわけですね。先日のラジオを聞いていましたら、鹿児島市も全台数が出払ってどうのこうのという話が出ていましたので、なかなか難しい問題だと思いますけど、適正な運営をしていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。

○委員（帯田裕達） 本会議で市長が、甌に一人、職員をふやしたいというような話もありましたが、そこら辺の詳細と、ふやしたときの体制はどうなるのか、そこを詳しく教えてください。

○消防局長（新盛和久） 12月議会の中で市長のほうで、来年4月1日から上甌分駐所及び下甌分駐所、現在、5名・5名体制でやっておりますけれども、これを1名ずつ増員しまして、6名ずつの体制にしたいというふうに答弁したところでございます。

甌島につきましては、昭和57年の2月から分駐所を運営をしまして、当初は6名で回しておりました。平成3年の4月から5名・5名体制になって、現在まで来ているところでございます。

甌島の救急体制についてでございますが、勤務体制というんでしょうか、17時15分から翌朝の8時30分まで、これは1名当直で2名を呼び出すというような運用をしております。つまり、救急等があった場合に、2人を呼び出して、それから出動するというところでございますので、少し時間がかかっていたところでございます。

来年4月以降は、これを2名体制で宿直できないかと。2名体制にしまして、救急が入ったときにすぐ救急車で2名が現場のほうに行きまして、その後、公用車で1名を現場で合流させるような方向にしたいというふうに考えているところでございます。

一番危惧しておりましたのが、やはり交流人口がふえていくことによって、救急車を呼ばれる方が県外の方、都会の方々が呼ばれたときに、そういった即時体制ができていないと、どうもそういった部分に違和感があられるんじゃないかなという部分もございまして、何とか夜間においても甌島の消防体制、救急体制を含めてでございますが、即時体制ができるようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（徳永武次）今の問題に関連するんですが、定数がありますよね。それに対して、今回、新採がとられたと思うんですけど、それを入れて今の体制づくりになるんですかね。

○消防局長（新盛和久）消防局の職員定数は１６０名ということでございます。これまで１４８名で実人員で回してきておりましたけれども、今回、２名増員を認めていただきましたので、１５０名体制になるということでございます。

ただ、今、御案内のとおり、定員適正化計画の中にありまして、その中に消防局の定数も入っているわけでございますので、その辺については我々的には１６０人に限りなく近づけたいというふうに思うところでございますけれども、全体のフレームの中でという部分がございまして、また努力はしてまいりますけれども、そういった部分については御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（佃 昌樹）甌島の救急搬送の実態、下甌はヘリポートはもう完成したと思うんですが、上甌はどうなっているのかですね。救急搬送の実態が、実数があれば上げていただいて。

○次長兼警防課長（福山忠雄）先ほど来、ヘリポートの関係からまず申し上げますと、下甌島のほうは手打にヘリポートがございまして、手打と長浜と青瀬の間に下甌の分屯基地の第２ヘリポートというのがございます。それ以外にも、ドクターヘリの場合はランディングポイントということで、各中学校であったり小学校であったり、そういうところを確保しております。

上甌島の場合は、盈進の上のほうになりますけれども、ヘリポートがございます。先ほど申し上げましたとおり、下甌と同様で、ドクターヘリの場合は小・中学校のグラウンドであったり、そういうのを確保しているところでございます。

救急の実数でございますけれども、昨年、平成２６年中が里が３０件、上甌町で７９件、都合１０９件、下甌で１１８件、鹿島で２０件、都合１３８件、平成２６年中はございました。平成２７年に入りますと、平成２７年が里で３４件、上甌で５９件、それから下甌が８９件、鹿島で２３件となっております。

甌島の場合は島外搬送というのがございます。先ほど、委員がおっしゃられましたヘリ関係も

含めてですけれども、これ１１月末の現在でございますけれども、島外搬送につきましては、里町で平成２６年の１１月末現在ですけれども１５件ございました。それから、上甌町については２４件、都合、上甌島で３９件、島外搬送というのがあります。

このうちに、いわゆる定期船、フェリーであったり高速船を使いましたのが全部で３６件ございました。上甌の場合はフェリーは使っておりません。それ以外では、いわゆる一般の民間の漁船の方方で搬送しております。

下甌島の場合は、下甌町で３３件、鹿島町で３件の全体で３６件、島外搬送がございました。このうちに、定期船を使いましたのが全部で２９件、それ以外に漁船が１件、あとヘリコプター、下甌の場合は、上甌と違っていて、ヘリコプターを使っております、ドクターヘリで下甌で５件、鹿島で１件の計６件、ドクターヘリで搬送しているところです。

以上が救急の現状でございます。

○委員（佃 昌樹）新しくできた甌島の高速船、消防局として搬送の実態というのは、全部椅子だから、難しい面もあるだろうと思うんですが、要請か何かしているのかなと思うんですけど。

○次長兼警防課長（福山忠雄）高速船につきましては、ちょうど入り口、乗船口のすぐ右側のほうにベッドになるように施設がございます。搬送する場合は、そこをベッドになるように倒しまして、カーテンを引くようにということで、ちゃんと横になって搬送できるように工夫はしてございます。

それは、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、高速船を建造するときに、私どもどんなふうな搬送がいいかということで、私どもの意見も言いついて、そのような搬送体制というか、そういう横になって搬送できるようなスペースを確保してございます。

○委員長（持原秀行）ほかによろしいですか。

甌の来年からの体制についてはありがたいことですが、常々言っております常備消防体制ということも頭に入れながら、定員適正化もでしょうけれども、そこらあたりも徐々に、２４時間ずっと拘束されているような職員の勤務体制じゃなかろうかなと思いますので、ぜひそのあたりの緩和を今後も追及してください。よろしく願いしま

す。

では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、消防局を終わります。御苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第214号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行） それでは、議案第214号薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子） 社会教育課でございます。議案第214号薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその3の214―1ページから214―5ページ並びに議会資料の1ページから8ページをお開きください。

中央公民館及び地域公民館の使用料を、今回の改定指標に基づき、資料のとおり改定するものでございます。

なお、条例は交付の日から施行し、使用料金は平成28年4月1日以降の使用に適用するものでございます。

議会資料の1ページをごらんください。

まず、この表の見方について説明させていただきます。

1行目、中央公民館の会議室についてでございますが、利用形態別、面積・階層別区分に基づく平均現価が130円となっております。これに受益者負担割合50%を掛けて、1時間当たりの受益者負担額を70円と算出しております。

その右側、現行使用料が60円でございますので、これに改定制限率50%を掛けて、制限額が90円となります。この90円という額は、既に受益者負担額70円に達しておりますので、新使用料の案は一番右端の数字、70円となります。

このように、貸し出し区分ごとに見直しを行っ

ておりますが、議会資料8ページの一番最後の行、鹿島公民館のホールまで、貸し出し区分件数は153件ございます。この153件のうち、引き上げとなりますのが74件、そのうち70件が今回の見直しで受益者負担額に達しております。また、引き下げとなりますのが16件でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今回、使用料について、かなりの数の使用料の改定が行われるわけで、そのうちの公民館もかなりの量になってくるわけです。

前回、私は反対していなかったんですよ。何で反対しなかったのかというのが思い出せなくて、資料を調べたんですけど、そうしたら上がったりがあったりがあったんですね。上がるものもあったんだけど、下がるものもあった。だから、今回は特に下がる部分もあるわけだからと思って、前回、4年前は反対しなかったんです。

ところが、今回、今言われたように、74件が上がると、下がるのは16件だということで、非常に額の幅はそんなに大きいものではないと思います。10円とか、そのぐらいのものだと思います。

ただ、こういう引き上げをするということについて、何でこうなっちゃうのかなというふうにして、改定制限率とか、もとの受益者負担の表、各利用形態別の負担の表とかを見たんですけども、そうすると、例えば会議室の場合は、前回は119円だったんですよ、会議室1というのはね。今回、130円になっていると。そういう大ものところでも変わってきていると。

それから、改定制限率も、4年前とは変わっていないんだけど、8年前とすると、8年前は1,000円以下の場合は30%の制限だったんだけど、4年前から50%になったということで、そういうことでだんだん引き下げよりも引き上げが多くなってきたなという感じがするわけで、当初は一つの合併した直後だったので、施設ごとにそれこそ使用料が本当にばらばらだったと、一つのそれを基準をもとにして、それでいこうじゃないか、これは理解できることですので、それはそれで必要なことだというふうには思っていたんで

すが、しかしこの時点になって引き上げばかりになってしまうということになると、そろえるということは大体終わったんじゃないだろうかと、あとは上げるということになっているんじゃないかという感じがして、そこら辺がどうも私は前回と、4年前と8年前と比べて大分違うというふうに感じているところなんですよ。

こんなに上げる必要があったんだろうかということなんです。これは、社会教育課としては、与えられた基準に基づいて計算して、こういう結果になりましたということではあると思うんですよ。

だから、私は、どっちかという、財政課のほうに聞かなきゃいけない問題なのかなと思うんですけど、質問をまとめて言いますと、一つは、なぜ面積・階層別区分の平均現価というのを変えなきゃいけなかったのかということと、それからこれだけ全体として引き上がりが多いわけで、そんなに引き上げて今はいいんだろかと、上げることばかりというふうになっているんじゃないかという2点について、これは財政課に聞いたほうがいいんですかね。

○教育部長（中川 清） 全体のルールは財政課のほうで答弁をしていただくようにしましても、私どもが提案をいたしておりますので、所管の部長として答えられる部分について答弁をいたします。

使用料の見直しについては、これは市民全体の費用負担の公平性の観点から引き上げをするという、この原則で進められているということをまず1点、御理解をいただきたいと思います。その中で、合併後の不平等性というのか、単価の設定が違ったものを少しずつ平準化してきたというものがあります。

じゃ、何で引き上げだけになるのかと、それは当然に改定制限率を適用しながらやってきているわけですので、こういった事象が今後は上がるというふうに考えております。

一つだけ例を、これは公民館の例ではございませんが、川内文化ホールで申し上げますと、今回の議会資料の16ページのほうに、使用料の改定対象であったり改定指標があって、一番右のほうに受益者負担割合ということで、50%という率がございます。これは、簡単に申し上げますと、施設の建設費用、あるいは大型の改修事業、

これを除いて年間の維持管理費のおおむね半分ぐらいは負担をしていただく必要があるのではないかと。それをいきなり上げるのは難しいので、これを改定制限率で徐々に調整をしていこうというものです。

ただ、文化ホールの例で申し上げさせていただきますと、川内文化ホールにつきましては、指定管理料が年間で約3,000万ございます。これとは別に、まちづくり公社のほうで、人件費については補助金で出しておりますので、これを合わせますと約5,000万の費用負担が発生をしております。

一方で、使用料につきましては、これは減免をしている、後援会共催であったり、あるいは役所が使う会議の場合は減免をしておりますので、この金額を仮に徴収をした場合の金額、これを見ますと、約1,200万になっています。

ですから、現行の川内文化ホール、これは使用料が一番多い施設であっても、現在の改定の負担割合の50%ではなくて、25%弱の費用に対しての徴収でしかないという実態です。

これを逆に考えますと、残りの3,000万を超える金額については、この施設を利用されていない一般の市民の皆様方が負担をしているということであると。これが全体の財政の規模の縮小の中で議論をする中では、当然、費用の負担の公平性という中では議論すべきだと思います。

ですから、今の現行の使用料自体が果たしてどうなのかという議論の中で、これを徐々に引き上げていく、その中の過程として、結果として引き上げが多いというふうに、私どもとしては理解をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） こういう公民館とか、それから文化ホールとか言われましたけれども、人が集まる集会所というのは、集まっているいろんな話をすることによって、市政の問題だけじゃなくて、さまざまな社会環境の問題とか、いろいろ話し合われる中で、まちづくりをこれからどうしようかとかということなどが市民の間で議論されると、民主主義を保障するという施設だと思うんですよ。

そういう点では、幾らか市が持ち出すというのは当たり前であって、これは税金を市民は納めているわけですから、その税金の中からちゃんとそ

ういう負担をして、使用される方が得をするとか、そういうことじゃなくて、使用される方が多ければ多いほど、まちの発展につながっていくというふうなことで、こういう公共施設というのはあるんだと思うんですね。

だから、そういう点で、受益者負担というのが本当に適切なのかどうかと、ある程度そろえなきゃいけないというのはよくわかります。おかしいじゃないかと、大きな部屋が小さな部屋と同じ値段というのはおかしいじゃないかという、そういうのはそろえなきゃいけないと思います。

だけど、今回も大分上がってくるということになったら、やめていいんじゃないかなと、大体そろったんじゃないだろうかという気がするわけです。

それで、先ほど財政課のところで聞かれればいいという話だったんですけど、ただこれを審査して、そして結論を出さなきゃいけない、公民館条例についてですね。そういうことで、先ほどの質問というのは財政課のほうから答えていただかないと、現価がなぜ変わったのかということ、そして改定制限率というのを当初は30%だったのを4年前から50%になってきていると、その理由についてはお伺いしたいと思うんですね。

○総務部長（今吉俊郎） 使用料の見直しにつきましては、4年前、8年前、実施しておりますけれども、今、井上委員が御指摘の今回も上げなくてもいいんじゃないかというような御意見ですけれども、本市としましては、今回までで大体そろうのではないかなというような考え方で、議案を提出させていただいております。

次回になれば、まだそろわない部分もありますけれども、今回でおおむねという思いがあります。

今回の現価計算等の考え方につきましては、財政グループ長が出席しておりますので、答弁させます。

○財政グループ長（大濱浩一） まず、現価を変える理由ですが、見直しに係る基本方針のほうで、4年に1回、改定を実施するという基本方針の中で、現価につきましては、見直しの都度、光熱水費など、そのときそのときの社会情勢によって異なっている場合がありますので、見直しの都度、現価を改めて計算するという取り扱い方針を定めさせていただいております。

その関係で、現価につきましては、金額は少な

いかかもしれませんが、今回の見直しでは若干上がった結果によるものです。

それと、前回の見直しのときと比べまして、今回は全般的に見直し後の利用料が高く引き上げになるものが多いという御指摘、御質問でしたが、理由で言いますと、一番最初の前々回の見直しのときにつきましては、引き下げるものにつきましても改定制限率を設けておりました。

しかし、2回目の前回の見直し時で、引き下げる部分につきましては改定制限率を設けずに、引き下げには改定制限を設けずに、一気に現価のコストまで引き下げるという取り扱いとしたために、今回、3回目の見直し時で現価が上がった区分につきましては、金額は多少でありましても、引き上げになるものが多くなったという結果です。

以上です。

○委員（井上勝博） とにかく何でもかんでも上がっているわけですよ。水道料金の問題もありましたし、とにかく上げるのがブームじゃないかと思われるぐらいに上げるわけですよ。

だから、うちの自治会の話ですけれども、この間、自治会で予定外の発言があって、自治会費を下げようということで、1,500円が一気に1,000円に下がると、そのぐらいみんな、とにかく上がるものばかりで、暮らしは困るんだという思いというのは非常に強くなってきている中で、金額的にはわずかであるけれども、わずかというか、1回1回のこれが年間を通じてずっと使われる方は負担も重くなるわけで、こういう上げるばかりということにならないようにすべきじゃなかったのかなと。

今、言われたように、前回、下げ過ぎてしまったからということで、上げるんだというような話で、どうもそういう大もとの基本方針もちょっとぐらついているような気がするわけですよ。

そういう大もとの基本方針をぐらつかせると、4年ごとにやる改定が、前回下がったのに上がったとか、上がったのにまた下がったとか、いろいろ出てきて、不思議な現象が起こったりするわけで、そういう点で、もっとわかりやすい説明を、わかりやすいというか、わずか8年前の話ですので、そこまで細かく現価計算をせないかんかったのかなという気がするわけですが、たまには、今回上げなきゃいけなかったんだけど、上げなかったよというぐらいの市の太っ腹さがあってもよ

かったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

先ほど、文化ホールのことをお話しされましたけれども、今回の引き上げ、ほとんど引き上げですから、改定によって、それぞれの施設ごとにどのぐらい収入増ということになるのかということについては、それは出ているんでしょうか。

過去の事例から、今回、計算するとかというのであれば、おおよそどのぐらいの増収になるというのはわかると思うんですけども、例えば、今、公民館条例のことで改定されるわけですけど、どのぐらいの収入増というふうに見込まれるわけなんですか。これは社会教育課に聞いてもいいですか。

○教育部長（中川 清） 申しわけございません。個別の施設ごとの増減見込み額は押さえてはおりませんが、今回の使用料の見直しに伴う総額の影響額でいいますと、財政課としましては約700万円の増と見込んでおります。

以上です。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹） 今回の値上げの提案で一つ気になるので、薩摩川内市の大きな政策としてどうなのかということでお伺いをしたいんです。というのは、あなた方の所得は少し上がったと思うんですが、年金生活者は下がっているんですね、実際に。こういったいろんな施設を余暇時間に使うのは、年金生活者もかなりたくさんいらっしゃる。こういう方々に対してはどのような対応をされるのか、これは大きな問題としてあるんです。

それで、一つだけ、全部こう書いてあるんですね。当該施設の利用に係る受益者負担の適正化及び公平化を図るため、全部理由はこう書いてあります。

そこで、お尋ねします。4年ごとに改定の施策を持っている、これ施策としてはそういう施策で改定をやっていられるけれども、世の中は年金生活者が本当にだんだん生活しづらい状況になっている、片方ではですね。となったときに、本当に受益者負担の適正化とは一体何なのと思うんです。

どういうことに対して適正化なの、公平化はわかりますよ。公平化は、それぞれの施設のアンバランスだとか、いろんなことに対して不平不満が出ないようにという公平化はわかりますけど、その施設を使う受益者負担者の適正化、これはわからん。受益者負担者はだんだん苦しい思いをしな

がらやっていく、これ市の政策として議論しなきゃならない部分があるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりどうなんですか。

○教育部長（中川 清） これも、今回の議案について教育委員会のほうが提案しておりますので、とりあえず私のほうで答弁させていただきますが、受益者負担の公平性といった部分については、全体のルールとして、先ほどの説明の議会資料の中にもありますとおり、50%の受益者負担割合を設定をして、これまでも改定をしてきたと。今回の部分については、財政課のルールとして、単価の改正等があって、それに基づいて改定をしてきたと。

ただ、この50%が適正なのかどうかという議論はこれまでもされてきたんだと、それに応じて今回の前回踏襲された負担割合で来ていると。ただ、このルールで、これも先ほど申し上げましたように、川内文化ホールの部分で申し上げますと、仮に使用料の減免を全額減免をせずに取ったケースであっても、川内文化ホールでは受益者負担の年間の経常経費の25%弱の収入しかございません。

ですから、これが結局、受益者の負担割合としてどうなのかという部分は、50%を今でも上回っているのであれば、そういった改正というものについては所管課としては言うべきところはあるかもしれませんが、現在でも受益者負担割合の50%に対して、一番多い利用のある、収入が一番多い川内文化ホールであっても、25%を切っている状況であると。

これを全体として、今後、財政状況の厳しい中で、先ほど申し上げましたように、5,000万の支出、利用者にかかわる部分の5,000万の部分について、減免を仮に全部取ったとしても1,200万、3,800万の部分については税金を投入していると、こういう状況がずっと続いていけばいいんでしょうけども、果たしてそういう状況にあるのかどうかということが、両輪として、公共施設のあり方の一方でもあると思うんです。

ですから、施設によっては、コミュニティセンターみたいに全く使用料を取らずに、団体で使われる分については利用率を上げて活用すべきところと、貸し館としてやっている部分については一定の費用負担をしてもらおうと、それが受益者負担

率の50%であり、一番多い文化ホールでも現行は50%に至っていない、2分の1の25%の負担割合になっているというのは御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○総務部長（今吉俊郎） 佃委員からは、政策的に何か考えることはなかったのかということですが、今ほど教育部長が申し上げましたような考え方のさらにその先には、政策的にということで言えば、減免制度なども設けております。

中川部長も申し上げましたけれども、本来いただくべきものというのは、本当は全額税金で賄えばいいのかもしれませんが、利用される方、されない方、そこには貸し館業的なものは50%、あるいは観光施設などであれば100%、使われる方からいただくというような考え方で整理させていただく中で、使われる方、年金受給者の方などであれば高齢者ということで、減免の制度も設けておりますので、そこらの制度でカバーをしているというふうに考えております。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 率で言っても、今、率で50%とか25%とか説明があったけど、現実的に額では上がるわけ、現実的な額はね。今、総務部長のほうで減免の措置があると言ったけれども、額として上がってしまえば、減免措置だって上がるわけでしょう、連動して。安くなるの、ならんでしょう。

だから、減免措置で、何%減免しますよ、どれだけの高齢者と若者が一緒であれば、これぐらいの減免措置がありますとか、何%減免ですとかとなっているはずですから、パーセントはそうかもしれないけど、金額そのものが負担をお願いする場合に幾らか上がっているわけ。上がった金額に対しての減免措置はあるでしょう。わかると思いますが、要はそういった利用者のニーズに応じながらの負担割合の適正化というのだったら話はわかる。

だけど、利用者のニーズじゃなくて、役所側の考え方でずっと進めてきたわけですから、ほとんどのものが値上げになるというのは、これはやむを得ないかもしれないけれども、考え方としては受益者負担の適正化ということについては甚だ疑問が出てくると思っているんです。

だから、いずれにしたって、金銭的には値上げ

になっているというのは事実ですから、そのところが受益者負担の適正化と、本当にどうなのかというふうになってくる。なかなか難しいので、私にすっと来る回答はないだろうとは思いますが。

○教育部長（中川 清） 使用料の見直しにつきましては、先ほど財政課のほうからありましたとおり、過去の経緯もございます。その中で、受益者の負担割合の50%というものは当初から設定をしてあって、なおかつ改定制限率も設定をしながら、急激な引き上げにならないようになっている仕組みがあったと。

今回については、維持管理経費の引き上げもあったので、その見直しによって当然に引き上げになったということです。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、受益者負担割合の50%を引き上げている、あるいは今回の個々の施設が受益者負担割合の実際の減免額を含めて、収入割合が負担割合として50%を超えるようなものがあれば、それはその施設の中で私どももルールとしてはおかしいということは申し上げますけれども、一番多い川内文化ホールで25%弱、入来文化ホールで申し上げますと7%弱です。

そういう負担割合、50%の負担割合に対して、そういうような現状であるということであれば、これは単価の改正によって、引き上げはやむを得ないというふうに、担当の部署としては考えています。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか、ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 要は、利用者の使う頻度がきちっとそれなりの回数利用できていれば、こういった問題は起きないんだろうけれども、利用者が例えば川内文化ホールなんかは少ないわけですよ、大ホール、多いですか、入来も多いんですか。

○教育部長（中川 清） 例えば、施設の形態としても、一番、川内文化ホールの部分について申し上げますと、年間で利用件数としては約3,500件程度、利用人員としては多いときで15万人程度の利用があります。これは、主な利用という部分については会議室が主ですが、文化ホールの大ホール等については、川内文化

ホールが持っている文化の振興という観点の中から、減免の金額の設定という二つの要素があります。

ですから、所要経費の中の部屋の貸し付けの分というのは非常に多い中でも、こういう利用実態になっていると。3,500件のうち、減免をしている部分が大体全額免除減免を含めて1,000件程度あります。ですから、3,500件のうち、全く全額徴収をしている部分については文化ホールが2,500件だと。その部分の仮に減免をしなかったお金までカウントしても、1,200万円にしか上がりませんよということです。

ですから、それぞれの施設がありますから、公民館であったり、コミュニティセンターであったり、文化ホールであっても、ホールとしての目的、それからほかの貸し付けの会議室としての役割というものの組み分けを今回もしてあるわけですので、そのルールに基づいて、今回、引き上げの議案を提出しています。

その根拠として、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの施設の私どもが所管している改定制限比率50%は、今の現行の減免額を踏まえた中でもその範囲内でおさまっているので、今回の部分については50%の負担割合の以下におさまっておりますから、ここのルールについては逸脱しているものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 今回の改定については、前回と前々回と違って、主に引き上げが中心になっているということで、一定の部屋の大きさによって使用料というのがそろいつつあると、先ほどの部長の答弁でありますと、大体今回でそろいというお話でありました。

ということであるならば、時期的に言って、何でもかんでも上がるという時期になっております。

消費税の問題も出てきております。そういう点で、全体としてはわずか700万円の増収ということぐらいしかないわけですので、私は今回はこういう改定はすべきではないんじゃないかというふうに思います。

そういう点で、反対をいたします。

○委員長（持原秀行） 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） では、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） ないですね。それでは、これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第215号 薩摩川内市上甕コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行） 次に、議案第215号薩摩川内市上甕コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子） 議案第215号薩摩川内市上甕コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその3の215—1ページから215—3ページ並びに議会資料9ページをお開きください。

上甕コミュニティセンターの使用料を資料のとおり改定するものでございます。

今回から、サンアリーナせんだいなど、スポーツ施設の料金算出方法に従ったもので、貸し出し区分件数20件のうち、引き上げ件数が17件、引き下げが1件となっております。全て受益者負担額に達しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今回の上甌については、入場料の徴収なし、その他のときと書いてあって、備考に入場料徴収なしの2倍と書いてあるんですが、詳しく説明いただけますか。

○社会教育課長（徳留真理子）9ページの上から2行目、横に155番と振ってありますが、上甌コミュニティセンターのアリーナ入場料徴収なし、体育スポーツのとき、その他団体、一般とございます。これが1時間当たりの、一番右端に、新使用料の案には240円となっております、これが全ての料金の基礎料金となっております。この基礎料金に何倍していくのかという、備考欄にございますが、という算出方法を全てのスポーツ施設でとられておりましたので、今回、これに合わせたものでございます。

○委員（井上勝博）そうすると、アリーナを入場料徴収なし、その他のときと書いてあるんですけど、入場料徴収ありが4倍、なしが2倍ということですね。上甌の利用の実態というのがよくわからないものですから、どういう使い方がされているんですか。

○社会教育課長（徳留真理子）実際、今回、現行使用料のとおり増額になっているところでございますが、実際はその他のときというのはスポーツ以外に使うときということでございます。そういうことがあるのかと確認しておりますが、スポーツ以外では例えば踊りの練習とか、そういうのには活用されております。

体育館の広いフロアになっておりますので、そのような利用形態のほうが一番多いのでございますが、実際に利用徴収をすることがあるのかという確認はしてはございますが、1回もないということでございます。

ですので、この形態に貸し出し区分で細かく算定してございますが、このような利用実態は実際のところはないところでございます。実際、地域の方がスポーツ、あるいは文化的な行事で使われる場合は無料でございますので、実際、今後このような例えば興行のコンサート等、有料なのがあったときのために、きちんと料金設定を整備したものでございます。

○委員（井上勝博）バレー、バドミントンコートの168なんですけど、1時間当たり現行が

160円だったのが240円になるんですね。それで、バレーの場合は6人制とか9人制とか、ゲームがそもそも12人いなければ成立しないとかあるんですよ。ところが、バドミントンというのは4人で成立するんですね。そうすると、負担が重いんですね。私もバドミントンをやっているものだから、負担が重いなと思っているわけなんですよ、人数が少ないだけにですね。

そういう点で、今回、160円から240円というのは、結構、バドミントンをされる方がいらっしやれば重いんですね。だから、そこら辺なんかは考慮してもよかったのかなというふうにも気がいたしますが、そこら辺はどうでしょうか。

○教育部長（中川 清）これは面として貸し付けになりますので、例えば会議室でも同じことが言えると思います。会議室を仮に1,000円で10人で借りる場合と20人で借りる場合と、一人当たりの費用負担というのは当然に違ってまいりますので、そもそも条例の成り立ちというものが、ここの部分については面としての使用料としての設定をしてあって、これを先ほどから申し上げますとおり、全体の使用料の見直しのルールに基づいて設定をしているということで、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）現行の基礎部分についてが、使用料200円が240円に上がります。会議室は変わらないということでありますけれども、主にスポーツなどをされる方については負担増ということになります。

私は、こういう市民の方が文化的、またスポーツを振興するという点では、私は無料のほうがよかというぐらいに思っているわけであって、引き上げるべきではないということで、反対いたしま

す。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、これで討論を終わります。

採決いたします。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは、総務文教委員会資料の１ページをお開きください。

平成２８年、薩摩川内市成人式について御説明いたします。

議員の皆様にも例年御参列いただき、新成人の門出を祝っていただいておりますが、来年、平成２８年の１月１０日、日曜日の午前１１時から川内文化ホールにて開催いたします。また、昨年まで、式典と「はたちのつどい」の２部構成で実施しておりましたが、今回は式典の中に実行委員会が主体となって企画した項目を取り入れた１部構成といたします。

対象者は、平成７年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた方々で、本市に住所を有する対象者は８０９人となっております。

皆様、お忙しいことと存じますが、御参列方、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、参考までに、各地域の新成人を祝う集いについてお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第２９１号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）審査を一時中止しておりました議案第２９１号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館でございます。

中央図書館の補正予算について、歳入から説明いたしますので、予算に関する説明書２５ページをお開きください。

１８款１項８目教育費寄附金の補正、説明欄２行目、図書館費寄附金１０万円であります。御寄附いただいた方は、大阪府茨木市の歯科医の方で、母親が祁答院町下手の御出身であり、祁答院の子どもたちの育成に役立てていただきたいとの思いとのことです。祁答院分館の児童図書の整備に充てる予定であります。

次に、歳出でございます。予算に関する説明書の６０ページをお開きください。

１０款５項４目図書館費では、１００万４、０００円の増額補正を行い、補正後の額を７、２５３万６、０００円とするものでございます。

補正の内容は、１０月の人事異動に伴う職員給与費の調整及び寄附金１０万円の図書購入費への予算計上並びに財源内訳にありますように、国県支出金の増額は電源立地地域対策交付金を、その他は寄附金をそれぞれ財源に充当したことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願

います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）委員会資料の2ページをお開きください。

9月の委員会におきまして、蔵書についての御質問がございましたので、今回は県内各市の蔵書や貸し出し等について、資料により説明申し上げます。

資料は、県内の市立図書館の蔵書・貸し出し状況と、県の図書館協会が公共図書館の望ましい姿として指標を出しており、その指標と対照した県内各市の状況となっております。

まず、蔵書におきましては、表のB欄になりますが、指標では人口掛ける2.5プラス3万冊となっております。本市は、蔵書冊数、A欄になりますが、24万1,884冊、望ましい冊数は27万冊でありますので、充実度は89.6％となっております。この指標については、施設の広さや分館の数などにも左右されると考えています。

次に、貸し出しにおきましては、表のF欄になりますが、指標では人口掛ける6冊が望ましい姿となっております。本市は、貸し出し冊数が37万6,588冊で、指標に対する充実度が65.4％となっており、県下19市では9番目の数字であります。

19市全体で見ますと、南九州市がどちらの指標も1位となっておりますのは、旧知覧町の新聞縦覧所が県内の公立図書館の始まりと言われており、図書館にそれだけの歴史があること、また出水市もどちらの指標も100を超えておりますが、これは出水市がツルと歴史と読書のまちを標榜するほど、読書に力を入れているからと思われます。

本市といたしましても、この指標を厳しいものと考え、より一層、市民に親しまれ、市民生活に役立つ図書館づくりを目指し、利用者目線に立つ

た魅力ある資料整備充実に努め、市民の図書館利用の促進を図っていきたいと考えております。

以上で、中央図書館の報告を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今、おっしゃったように厳しいと、蔵書についても貸し出しについても、ほかとすると真ん中ぐらいかなという感じもするわけですが、今、知覧のことをおっしゃっていらっしゃいましたが、歴史があるだけでそれだけ見る人が多いのかなと、貸りる人がいるのかなと思うんですけども、何か例えば知覧と薩摩川内で違うものとか、そういうものは何か感じられていることがあるんですか。

○中央図書館長（本野敬三）南九州市は、分館が3館ございます。それぞれ知覧、川辺、それから穎娃、もともとの図書館自体の施設が立派であって、そういうことが影響していることと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）図書館というのは、分館の中心であるべきだと思うんですね。調べることがあれば、図書館に行けば何でもわかるみたいな、そういうセンター、インターネットというのもあるんですけども、インターネットは非常によくやってみると、肝心なことがわからなかったりとか、検索にひっかからなかったりとか、結構多いんですね。

ガセネタみたいなのもインターネットではありますし、気をつけなきゃいけない部分もあるわけで、図書館というのはそういう意味では人がいて、そして司書がいて、そしてきちっと案内をしてくれると、行けばどんなことでもわかるという、そういうセンターとして充実させていかなければ、この指標からいったら本当に見劣りするなという感じがいたしますよね。

前から、議員の中からも、図書館についてはもっといいものをというお話がありましたけれども、私も図書館はいいものをつくるべきなんじゃないかと、つくるべきだと思います。どうでしょうか。

○教育部長（中川 清）今回の資料につきましては、前回の井上委員の御意見等を踏まえまして、資料のほうを提出した次第でございます。

御意見の部分につきましては、財政状況も厳しい中で、トータルのコストの中で図書の充実を今後どういうふうに図っていくのかというものも含めて、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（帯田裕達）今、館長がおっしゃったように、部長もおっしゃったんですが、今からパーセントが充実度が上がるような対策を考えるということですが、全国的には現状よりもふえているところもあるんですね。

例えば、子ども、大人が借りに来たときに、今まで自分はどんなのを借りたのか、一覧に通帳をつくって、ぼんと入れればぱっと出て、こんなものを借りたんだと、次はこういうほかの分類のものを借りてみようかとか、子どもたちがそういうシステムにもなれてきて、足を運ぶ度数がふえてきているわけですね。だから、貸し出しをする子どもたちとか大人がそこに足を運びやすい制度とか、何かアイデアとか、そういうのも今後必要じゃないかと思うんですよ。

全国的に、この前、テレビでやっていただけ、ふえているところも確かにあります。だから、そういうところを検索してみて、どういうことをしたらふえたのかというのも、本の充実もそうですけど、そこに足を運ぶ制度そのものも少しはアイデア的なものも考えていかれたらどうでしょうか。

以上です。

○委員長（持原秀行）これは要望ですね。

○委員（帯田裕達）要望です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）それでは、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）少年自然の家です。よろしくお願いします。

少年自然の家補正予算について御説明申し上げます。予算に関する説明書資料60ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費の補正額の財源内訳の国庫支出金の増額は、電源立地地域対策交付金の財源充当による財源調整分であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）所管事務調査に関する報告につきましては、資料の3ページをごらんください。

主催事業、夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」の事業報告と、冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑戦」の事業紹介をいたします。

夏のアドベンチャーは、上甕を活動場所とし、子どもたちのやり抜く力や協調性などの生きる力を育むことなどを目的に、8月4日から7日までの3泊4日で実施いたしました。

事業2日目、少年自然の家から串木野新港に向かう途中では、横断幕を手にした保護者、家族の激励や地域の方々の声援を受けて、元気をもらいながら、無事、串木野新港に到着いたしました。

甕島に渡ってからは、国定公園となった大自然を舞台に、野外活動を体験しながらのマウンテン

バイクの旅でしたが、山場は何といっても藺弁田瀬戸架橋工事現場を臨む木の口展望所まで、標高300メートルを一気に駆け上がる3日目でした。35度を超える猛暑の中、子どもたちは互いに励まし合いながら、無事に乗り切ることができました。

参加者の声にもあります感謝の気持ち、そして異年齢集団で取り組む中での協調性など、多くの成果を上げることができました。

今回の事業では、上甌島教育課を初めとする甌島の各機関の皆様の全面的な協力のおかげで、1件の事故もなく、無事に終了することができました。

また、昨年と同様、FMさつませんだいに4日間の中継リポートをしていただき、活動状況の報告ができた上に、事業のPRまですることができました。保護者からも好評でございました。

参加した子どもたちには、雄大で美しい甌島の自然のすばらしさを記憶にとどめるとともに、この頑張り抜いた体験を今後の生活に生かしてくれることを期待したいと思っていますところでございます。

最後に、冬のアドベンチャーの紹介ですが、文字どおり、冬の厳しさ、全行程100キロメートルという過酷な状況に挑戦する事業です。

今回、新しく藺弁田池の遠行をコースに設定いたしました。夏の甌島同様、ふるさと薩摩川内を知る機会にもしたいと考えております。

心豊かでたくましい「薩摩川内ぼっけもん」の育成のために、万全なる準備をして事業を成功させたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） よろしいですね。質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第213号 財産の取得について

○委員長（持原秀行） それでは、議案第213号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、議案つづりのその3の213—1ページをお開きください。

議案第213号財産の取得について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

取得する財産でございますが、財産の名称は教育用コンピューターでございます。数量につきましては、コンピューター205台及びその周辺機器等で、平成20年度に購入した小学校2校、中学校3校について、更新するものでございます。

205台の内訳といたしましては、キーボードが別についているタブレットパソコンの児童用の200台とノートパソコンの先生用5台でございます。それとまた、周辺機器といたしまして、タブレットパソコン充電保管庫、無線LANアクセスポイント、カラーレーザープリンター等でございます。

取得価格でございますが、5,022万円でございます。取得の相手方につきましては、鹿児島市金生町4番15、富士電機ITSソリューション株式会社鹿児島支店支店長今東郁郎でございます。

それぞれの学校別の台数につきましては、次のページに記載してございますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 教育総務課分につきまして御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の56ページをお開きください。

歳出につきましては、10款1項2目事務局費について、391万6,000円を増額するもので、内容といたしましては、事項、事務局管理費の増額は10月の人事異動に伴う人件費の増額調整で、事項、奨学育英事業費の増額につきましては、旧鹿島村の奨学金受給者が学校卒業後に平成21年9月から鹿島町内に5年以上居住したことから、償還済みの資金を半額免除とすることにより、貸付奨学金から還付を行うため、奨学貸付金の額に不足が生じるので、一般会計から基金へ108万円を繰り出すものでございます。

次に、3目教育振興費の教育総務課分は、事項、教育育成費の356万円の減額補正するもので、内容といたしましては、甌地域において、親元を離れ就学する高校生の居住費の一部を支援する離島高校生就学支援事業の支給対象者確定によります不用額の減額でございます。

次に、57ページをお開きください。

2項1目小学校管理費、事項、小学校管理費を625万3,000円増額補正するもので、内容といたしましては、共済費につきましては、公立学校共済組合の掛金等の変更に伴います増額調整でございまして、備品購入費の50万円につきまし

ては、東郷小学校を卒業された故人の方の御遺族から、東郷小学校の図書購入に活用してほしいとの意向で寄附をいただいております、備品購入費として増額いたしましたところでございます。

また、特定財源欄の国庫支出金1,283万7,000円の減は、学校主事の人件費に電源立地地域対策交付金を財源充当している分を一部減額したものでございます。

続きまして、58ページをお開きください。

3項1目中学校管理費、事項、中学校管理費の252万9,000円の共済費の増額につきましては、これも同じく、公立学校共済組合の掛金率の変更に伴う増額調整分でございます。

次に、59ページをお開きください。

4項1目幼稚園管理費の事項、幼稚園管理費を864万1,000円増額する主な理由は、先ほども申しましたとおり、共済費の公立学校共済組合の掛金率の変更に伴う増額調整でございます。

また、特定財源欄の国庫支出金798万8,000円の減につきましては、幼稚園教諭等への人件費に電源立地地域対策交付金を財源充当している分を一部減額したものでございます。

続きまして、歳入でございますが、予算に関する説明書の18ページをお開きいただきたいと思います。

15款2項8目6節の教育総務費補助金の離島高校生就学支援費補助金の178万円の減額は、支給対象者確定による減額でございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思います。

18款1項8目1節教育費寄附金の小学校費寄附金の50万円につきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、東郷小学校の図書購入のために活用してほしいとの理由で寄附をいただいたものでございます。

以上、教育総務課分の補正内容でございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をいたします。

平成27年度第6回補正予算に関する説明書の56ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費、事項、教育指導費35万8,000円の減額は、児童生徒知能・学力検査業務委託の実績に伴う減額補正でございます。

以上で、学校教育課に係る平成27年度第6回補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、資料の4ページをお開きください。

小中一貫教育の制度化について御説明をいたします。

これは、小・中学校9年間を一貫した教育を行う新たな学校種、義務教育学校設置者の判断で、6・3制の枠組みを外した区切りや、教育課程の特例を活用した多様な教育を可能にするもので、学校教育法の改正に伴い、平成28年4月から施行されるものでございます。

1番目に、このような小中一貫教育が求められる背景を五つほど上げてございますが、例えば（2）の教育内容の量的・質的充実への対応では、平成20年に小学校学習指導要領が改訂され、小学校高学年で外国語活動が導入されたり、理数教育が一層充実されてきていることから、小・中学校の教員が連携した小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習への長期的な視点に立った、きめ細やかな指導に取り組むことが求められていることからでございます。

また、（3）の発達の早期化では、昭和23年と平成25年との児童生徒の身長や体重の変化を比較してみますと、伸びの大きい時期が1歳から3歳早まって、男子では12歳から15歳の時期に、女子では10歳から12歳の時期になっていることや、女子生徒の初潮年齢が昭和の初めに比べると約2歳早まって12歳ごろになっているなど、児童生徒の発達の早期化にかかわる現象があ

らわれていること。

（4）のいじめ、不登校、暴力行為、児童生徒の気分障害などが中学1年生の時期に増加する、いわゆる中1ギャップへの対応が求められていることなどが大きな背景となっていると考えております。

そのような中で、平成12年ごろから取り組みが始まりました小中一貫教育は、現在、211の市町村で、小学校2,284校、中学校1,140校で取り組まれており、全国的に拡大・増加してきていることや、4・3・2制や5・4制など、子どもの成長に配慮する学年段階の区切りを設定して教育課程を工夫したり、連携型や施設一体型、隣接型の施設形態など、多様な取り組みが行われてきております。

その過程におきまして、学力向上や中1ギャップの緩和、教職員の意識、指導力の向上などの成果があらわれてきております。

また一方では、教職員の負担軽減への手だてや、小中一貫教育の多様さや、すぐれた取り組みが展開しやすいような環境整備も求められてきているところでございます。

その間、薩摩川内市におきましては、平成18年3月に薩摩川内市小中一貫教育特区として内閣府から認可を受け、3中学校区で連携型小中一貫教育をモデル的に推進し、平成21年4月から市内の16中学校区で、文科省の教育課程特例校の指定を受けて、連携型小中一貫教育を推進し、7年目を迎えております。

また、平成25年から、水引中学校区におきましては、新たな学校づくり、校区づくりを目的として、コミュニティ・スクールの研究を開始し、現在、学校運営協議会を設置しております。

平成27年度から、東郷中学校におきましては、コミュニティ・スクールの研究に取り組み始めたところでございます。

本市の取り組みにおきましても、中学校入学に対する不安の減少が見られたり、不登校生徒が国や県の半分程度の出現率になってきたり、また問題行動等も減少してきたりするなど、他の市町村と同じような成果があらわれてきております。

また、保護者における小中一貫教育に対する評価も高まってきているところでございます。

そのような中、教育課程特例校などの運用上の取り組みだけでは限界があることから、制度化に

よって、小中一貫教育の継続性や安定性を確保し、総合的かつ効果的な小中一貫教育の取り組みの実施が可能となる、国や県の支援が行いやすいなど、そういう理由から、地域の実情に応じて、9年間一貫した教育を行う新たな学校種である義務教育学校等、仮称ではございますけれども、小中一貫型小・中学校を学校教育法に位置づけたものでございます。

5ページをごらんください。

新しい制度で位置づけた義務教育学校と小中一貫型小・中学校では、小・中学校の学習指導要領を準用しながら、9年間の教育目標と教育課程を作成し、学校運営を行うことになっております。

組織につきましては、義務教育学校では校長一人で一つの組織になりますが、小中一貫型小・中学校は校長、組織ともに学校ごとになります。東郷地域の一体型小中一貫校は、義務教育学校になると考えているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 続きまして、総務文教委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

東郷地域小中一貫校につきまして御説明申し上げます。

東郷地域小中一貫校を新設整備する目的についてでございますが、ハード面につきましては教育総務課で、ソフト面については学校教育課で、御説明を6ページの資料に基づいてさせていただきますと思います。

まず初めに、（1）の東郷小の現状はといいますと、一つには、校舎は建築後40年以上が経過し、外壁等の老朽化が著しく、文部科学省が定める校舎の必要面積に対しまして、保有面積が少ないという状況でございます。

二つ目には、校舎の東側が山腹崩壊想定地域に指定されておまして、学校敷地の南側は国道267号に、西側は県道阿久根東郷線に接していることから、現在の敷地での拡張は難しいという状況でございます。

また、（2）の東郷中学校の状況はといいますと、建築後50年以上を経過し、耐震診断の結果が耐震性が劣るという建物の判定がされております。

敷地は川内川の堤防より低い位置にあるために、これまでもたびたび水害を受けておまして、大

雨のたびに浸水等の危険性がございます。

以上のことから、東郷地域の小・中学校につきましては、安全性を確保するために高台に新設し、また小中一貫教育を効果的に行うために、一体型とすることとしております。さらに、地域の防災避難施設としての機能を持たせることとしております。

ソフト面につきましては、この後、学校教育課長が説明を申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） 続きまして、学校教育課のほうでは、ソフト面について御説明をいたします。

東郷地域小中一貫校の基本理念につきましては、地域の特性や一体型小中一貫教育のよさを考慮いたしまして、一つ目には、6・3制を基本に、4・3・2制のよさを生かして、9年間にわたって、異学年の交流、小・中学校の教員が行う授業交流、地域との交流を円滑に行うことができる交流を大切にしたい学校づくり、二つ目には、ふるさと・コミュニケーション科を中心にしたふるさと教育の推進、共有スペースを生かした小・中学生の合同学習、小学校での教科担任制など、多様な学習に対応できる学校づくりを、三つ目には、豊かな自然の中で、実際に自然に触れたり、農業体験を行ったりしながら、自然の恵みを生かした学校づくりを、四つ目には、安全・安心な学校づくりを考えております。

これらの理念を教育目標や教育課程に具現化いたしまして、小学生には中学生への憧れを持たせ、中学校生活への意欲を高める、中学生へは小学生への優しさや思いやりの発揮を通してリーダーシップ力を高め、自分への自信を持たせる、教員は相互に協力し、学び合うことで、みずからの教育観をより豊かにし、指導力の向上を図ることを狙いとしております。

そういう取り組みを通しまして、結果として、今後も確かな学力の向上、豊かな心、たくましい体の育成、不登校やいじめ等の解消、指導力の向上につなげていきたいと考えております。

これまでの連携型の課題といたしまして、交流活動をする際の移動時間や打ち合わせの時間確保、交流活動の時間や回数に制限があるなどが上げられております。

しかし、一体型になることにより、同じ敷地内にあるため、移動時間は必要なく、交流活動や授

業交流ができます。職員室も一つになるので、日常的に情報交換や打ち合わせができる環境が整います。

9年間を見通して教育を行うので、職員の連携により、子どもたちの実態に応じた改善・充実を図りやすいよさがあると考えております。

また、校舎を小学校が木造校舎、中学校が鉄筋校舎として分けることにより、小学校の高学年がリーダーとなって活躍したり、節目の行事も大事にした教育課程を組みながら、一体型のよさを生かした教育に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）引き続いて、どうぞ。

○学校教育課長（原之園健児）引き続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針（案）について説明をいたします。

1番の学校再編第2次基本方針の策定の考え方につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

2番のこれまでの経過について御説明をいたします。

平成27年3月に、市議会総務文教委員会、市議会議員全員協議会で、基本方針（案）を説明をさせていただきましたけれども、その後、5月28日から8月7日まで、8カ所の再編対象校区で説明会を実施してまいりました。その説明会を受けて、地域や保護者等で協議をしていただき、基本方針（案）に対する意見、要望を回答していただきました。

その内容は、3番目の第2次基本方針案（平成27年3月）に対する意見の主な内容にまとめてございますが、統合を要望すると回答したところは、上から高江中学校、陽成小学校、朝陽小学校、大馬越小学校の3小学校、1中学校でございました。そのほかの平佐東小学校と、8ページのほうに書いてございます黒木小学校から鹿島中学校までにつきましては、存続を希望したいなどの御意見でございました。

それらの意見、要望等を踏まえまして、改めて今回お示ししました第2次基本方針（案）を作成したところでございます。

それでは、（3）の学校再編第2次基本方針（案）について説明をいたします。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1の「はじめに」につきましては、説明をこれまでもしてきておりますので、省略いたします。

2番の第2次基本方針の基本的な考え方のところでは、学校再編に当たって、四つの基本的な考え方をお示しいたしました。新たに（3）に、甕島区域は、これまである程度学校再編が進んだこと、教職員が家族で赴任する島嶼部であることなどから、地域の活性化、人口減少対策も重視しながら検討すると記載したところでございます。

続きまして、3番の学校再編等の具体的な構想について説明をいたしますが、統合を要望した学校のみ説明をさせていただきたいと思います。

（1）川内地域、川内中央中、高江中校区、ア、高江中は平成30年4月を目標に、川内中央中への統合を推進する。それに関連しまして、エのところの平佐西小学校区の弾力化制度のところ、米印で、峰山小については高江中の統合の後、同様に扱うと付記してございます。

（2）の川内地域、平成中校区でございます。ア、陽成小は平成30年4月を目標に、高来小への統合を推進する。

（5）でございます。入来地域、ア、朝陽小と大馬越小は平成30年4月を目標に、入来小への統合を推進するとしたところでございます。

（6）の東郷地域につきましては、これまでと同様に記載してございます。

また、新たに加えた項目といたしましては、（10）のその他のところに、エのところにコミュニティ・スクールの導入について加えてございます。

それと、4番の今後の学校再編と小中一貫校の方向性についてというところで、最後のほうにまとめをしたところでございます。

8ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、今後のスケジュールでございます。

本日、総務文教委員会で御説明をさせていただきました。この後、議員全員協議会でも説明をさせていただいた後、12月の教育委員会定例会で審議、策定し、1月から中学校区単位を原則として、基本方針について説明会を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより所管事務全般の質疑に入り

ます。御質疑を願います。

○委員（井上勝博） 東郷の小中一貫校についてなんですけれども、4・3・2制にするということで、私は6・3制で育ったものですから、具体的に4・3・2制ということになると、カリキュラムが変わってくるのか、何なのかというのがよくわからないところがありまして、それで校舎の構造を見ると、小学校と中学校というのは大体分離されておりますよね。

それで、分離されているということは、4・3・2というふうになった場合に、5・6・中学校1年生のグループという考えになるんだろうと思うんですが、校舎の構造との関係ではどう考えたらいいんだろうかなというふうに思うんですが、その辺を御説明いただけますか。

○学校教育課長（原之園健児） 基本的には、教育委員会の考えといたしましては、6・3制を基本にしながら、4・3・2制のよさを生かすという考え方でございます。

1年生から4年生までの前期、5・6・中学校1年生の中期、中学校2年生、3年生の後期ということの区切りは、先ほど申し上げました発達段階の成長の過程等を考慮して区分してあるところでございますが、カリキュラムにつきましては、基本的には学習指導要領を準用することになっておりますので、小学校と中学校のカリキュラムをもとにいたしますけれども、しかし、5年生、6年生、中学校1年生の交流活動を充実させながら、9年間でトータルした形でカリキュラムを編成して、指導を進めるということでございまして、校舎のつくりにしても、中学校と小学校が分かれておりますが、その間に共用部分を設けておりまして、特別教室等は共用して使ったり、あるいは共用部分におきましては小学校と中学校が合同で授業をしたりというようなカリキュラムも組みながら、一体型の校舎を生かす形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 品川区に伊藤学園というのがあって、行ってきたわけなんですけれども、校長先生ともお話しする中で、4・3・2制ということでちょっと戸惑うところは、小学校5年生と6年生の部分のちょっと中途半端になるというようなことをおっしゃってましたね。中途半端な感じになってしまって、7年生の要は中学校1年生の生徒さんが、後半部分になると不登校がふえる傾

向があるということをおっしゃっていて、どうしてそういうふうになるのかということについては、まだまだ研究が足りないんじゃないかなと思っ

ているわけなんです。よく言われるのは、6年生が上級生意識という点で弱まる傾向、小学校を見ますと6年生が最上級生ですので、子どもたちの面倒をよく見るという点で、そこで心の成長というものもあるのかなと思うんです。

しかし、こういう小中一貫校になると、中学校が最上級生になるわけで、6年生の立場というのが、今まで威張っておったのが威張れなくなるとい

うか、それはちょっと言葉は軽い言葉を使いましてけれども、いわば上級生の自覚が薄まる、その辺をどう考えていけばいいのかなというふうに思うんですけれども、何かいいお考えがありますか。

○学校教育課長（原之園健児） 今、中期の接続が中途半端になるのではないかと御指摘でございますけれども、校舎を小学校の6年間と中学校3年間で分けたのは、節目としまして、中学校へ入学するという、そういう気持ちは大事にしていきたいというふうに考えてのことでございます。その中で、小学校は小学校のカリキュラムの中で、特別活動等は児童会活動の小学校だけの活動もござい

ますので、そういう中では小学6年生がリーダーシップを発揮するカリキュラムの内容は充実させていく必要もござい

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

**○委員長（持原秀行）** では、休憩前に引き続き、

会議を開きます。

教育総務課、学校教育課の所管事務調査について、御質疑願います。

○委員（徳永武次） 1点、お伺いいたします。

コミュニティスクールを平成25年から入来中学校区で、何と申しますか、研究されてますけど、今後、何校区でしたかね、ちょっと覚えてませんけど、ずっと広げていかれると思うんですけど。この学校編成があって、それでいろんな地域が一緒になって学校を中心にされるわけですけど、この会議内容 अच्छيいますか、この会議内容が何かそれに出てくるような会議録みたいなのが見れるんですかね。

○学校教育課長（原之園健児）それぞれの会議におきましては、一応記録はとっているところでございますので、照会はさせていただくことはできと思います。

○委員（徳永武次） 今後、こういうスクールをしていくには、ちょっと予備知識として見てみたいなどと思うところがあるものですから、できれば次の委員会ぐらいに、ちょっとその文書で会議内容をお示しくださいませと思うんですけど。

○委員長（持原秀行） レジюмеでよろしいんですか。レジюме。

○委員（徳永武次） はい。

○委員長（持原秀行） 準備はできますよね。

○学校教育課長（原之園健児） 一応整備して取りまとめたものでよろしければ、準備させていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（井上勝博） この小中一貫教育の制度化についてですが、最初読んだときに、よく意味がわかってなかったんですけど、この制度化についてということは、いわば、ここでこの方向性ということで、「①義務教育学校」と「②の小中一貫型小・中学校（仮称）」と書いてありますが、つまり、施設一体型と施設分離型というふうに考えれば、この①、②ともに小中一貫のこの制度化というのは、この4・3・2制を制度化するという意味なんですかね。

○学校教育課長（原之園健児） この義務教育学校につきましては、これまでの小学校、中学校にあわせて9年間で一貫した教育を行う学校が、新しく学校種として加えることができるようになったものでございます。

この4・3・2制でなければならないということではなくて、地域の実態や子どもたちの状況によって、5・4制を敷く学校もありますし、このまま6・3制を基本にする学校も出てくると思います。ですので、その4・3・2制でなければならないということではないというふうに私たちは捉えているところでございます。

○委員（井上勝博） 4・3・2制ということについて、グループとして小学校4年生まで、1年生から4年生までグループとして考え、小学校5年生から中学校1年生を一つのグループとして、そういう考え方だと私は理解しているわけですね、グループとして考えると。それを例えば、小学校も幾つかあって、施設分離型であると、例えば樋脇の場合だったら、市比野小学校と樋脇小学校があって、二つの小学校が一つの樋脇中学校に来られる方が多いわけですよね。それぞれのところで4・3・2であろうが、5・2・2であろうが、いろいろとれるんだというお話をされるんだけど、混乱してくるわけですよね。それぞれ考え方が違うというふうなやり方をしたら、一つの中学校に来たときにどうなるんだろうと。また、樋脇中学校に行くとは限らないわけじゃないですか。樋脇小学校を出たから樋脇中学校に行くとは限らないわけですよね。だから、そういったグループの考え方というのは、そんなにぼやっとしたものでいいのかというふうに思うんですが。

6・3制はもうはっきりしてますよね。もう6年生で卒業式をびしっとやって、それで中学校に進学って、これもう非常に単純でわかりやすく、我々はそれで今まで来たわけですけども。4・3・2とか、5・2・2とか、そういうような制度というのはの意味が、いま一つまだ子どもたちの成長にとって何が意味があるのか、そこをもう少し解説いただけますか。

○学校教育課長（原之園健児） 先ほど申し上げましたように、子どもたちの発達という、成長というところで、昔に比べると非常に早熟化してきている状況の成長の過程が、これまでと変わってきている状況もございまして。

それと、学校自体が、小学校は学級担任制であったり、きめ細かく丁寧な授業をされたりとか、単元テストを重視したりとか、あるいは部活動もなかったりというような教育環境の中で過ごしてまいりますけれども、そうしたら中学校になった

時点で教科担任制に変わり、そしてスピードが速い授業を、教師主導型であったりとか、定期考査を重視したりとかっていうことで、教育環境が非常に変わってまいります。そのところを緩やかにつなぐためのもので、区切りを5と4に分けるのか、4・3・2で分けるのか、それはカリキュラムは小学校の学習指導要領の6年間のカリキュラムと中学校の3年間のカリキュラム、学習指導要領をもとにして、そこをどうやってつないでいくかということで工夫をする、それが一体型であれば、学校が離れておりませんのでスムーズに、教師集団も組織も一つでありますので、そこがうまく接続ができていくということでございます。

ですので、議員がおっしゃるように、4・3・2制が少し曖昧な部分も、当然これはもう出てくることでございますけれども、9年間を通して子どもたちを育てる学校種だというふうに捉えていただければありがたいと思います。

**○教育部長（中川 清）** 今、小学校6年すると中学校に行くわけですので、転校はどうなるのかという御質問がありましたが、5ページの資料のほうに、義務教育学校で修業年限は9年、ただし小中学校の学習指導要領を準用というふうに書いてあります。これはどういうことかという、前半6年と後半3年の課程の区分は確保すると。ですから、義務教育学校であっても6年終了時に転校した場合には、中学校1年と、そういうことになるということでございます。

それから今の課長のほうで説明しましたが、今回の資料は、井上議員のほうからたびたび御質問いただいております。それを踏まえて資料を出しました。井上議員のほうの御意見というのは、いわゆるその区分をきっちり分けるのではないかという御意見でありまして、その義務教育学校の運営の仕方は、それぞれの教育委員会でやり方が違ってきます。ですから、どういうやり方であるのかというものは、それぞれの教育委員会で違いますので、ここはこうだったからうちがどうなんだということは当てはまらないと。

私どもが考えておりますのは、これも6ページの資料で小中一貫校の整備について、これは従前説明したことを再度お出ししたんですが、先ほどあったように、小学校は木造の1階だけ、中学校は鉄筋の2階建て、あくまでも施設としては同じ敷地内にありますが、義務教育のいわゆる運用の

仕方、一体型ということにはなっておりますが、義務教育学校であっても、より今の現行制度に連携型のものを従事したような仕組み、いわゆる簡単に言うと、準一体型みたいな形で今のところ考えております。

ですから、井上議員がこれまで一般質問で言われたような課題であったりとか、そういうものは十分踏まえた上で、今回の東郷小中一貫校の運営については進めていきたいと。当然、今から具体的に省令等が明らかになってくるものもありますので、そういったものも踏まえながら運用していく。ですから、議論として同じようなことなんですけど、なかなかかみ合わないところがありましたので、今回はこういった形でお出ししましたので、この点については御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（徳永武次）** 先月でしたかね、川内南中で、連携型の体験実施発表会をされましたですね。私も見せていただいたんですけど、隈小と永利小、何回かされて、その実践発表だったと思って、ずっと見て回ったんですけど。平日で学校関係とそれからPTA関係、ここらあたりの方々は何名か見かけたんですけど、これを定着をさせていくには父兄の理解も必要じゃなかろうかと思うんですよ。だから、そこらあたりを考えれば、例えば、どこの学校もやってると思いますけど、日曜参観で特例をとって1年に1回やるとか、そういうことはできないんですか。

**○学校教育課長（原之園健児）** これまでは、実践発表会ということで、教職員の研修を中心とすることで行ってまいりました。ただ、小中一貫教育の実践の中では、ふるさとコミュニケーションの授業を合同でやったりとか、あるいは発表会をしたりということをやっておりますので、土曜授業等も始まっておりますので、やはり保護者や地域の方々に御理解をいただく機会というのは、今後も工夫しながら取り入れていく必要もあるのかなというふうに考えておりますので、また校区ごとの特性もございます。また学校のほうにもそのようなことも伝えていきたいと思っております。

**○委員（佃 昌樹）** 二つほど。本会議で、教育委員会、まだできないままで終わってしまいました。機会があったらと思っています。それとは直

接かわりはないんですが、今学校教育課長の話を聞いて、小中一貫教育の件で、校名はどうなるのかな。義務教育学校とするにすれば、小学校のカリキュラムをちゃんとやって、中学校は中学校でやってると、こういうふうになってくると、一部分だけがお互い乗り入れをやって、あとはもうそれぞれ小学校の独自性、中学校の独自性をそのまま貫いていくといったような、そういった印象を受けたもので、一体校名はどういうふうに考えていらっしゃるのかということが一つ。

それと学校再編の問題なんですが、幾らか再編に賛同するところもあったり、または再編に現時点では反対のところがあったりするわけで、平成30年の4月から再編をスタートさせたいと、こういうことなんですが、私どももコミュニティと議会の意見交換会等がありますと、そこでやっぱり出るんですね、大きな問題ですから。うちの学校は統合されるのだろうか、それともそのまま続くのだろうかとか、ものすごく心配されているわけなんです。

この今反対されているところについて、委員会の基本的なスタンス、これはずっと反対だということで、これは貫いていったときに、委員会として強引に進めるのか、地元のコンセンサスが得られるまで、やっぱり粘り強くやっていく。粘り強くやっていくといったら聞こえはいいけど、強引に説き伏せてやると。粘り強くじゃなくて強引に説き伏せてやるというやり方もあるわけですが、基本的なスタンスとしては、教育委員会としてはどのようにお考えなのか、その2点。

**○教育部長（中川 清）** 再編の基本方針につきましては、この7ページに意見の主な内容等記載をさせていただきますが、それぞれ地域の御要望を踏まえて実施をいたしました。

この2次基本方針案のときにも御説明したわけですが、これはあくまでも教育委員会の素案として、この5月からの説明に臨んだところであります。結果として、地域の御要望、いわゆる教育委員会としての考え方を御説明をし、そして、地元のほうの御理解をいただいたことについて、今回基本方針の案としてお示ししておりますので、この考え方はこれからも変わりはありません。

ただ、もう一つ、この進め方の中でも書いてあるんですが、いわゆる地域の御要望等なかったところにしても、例えばの話ですが、

各地域の中では、統合は将来的にはやむなしけど今はちょっと早いという御意見であったり、あるいは教育委員会が示した学校じゃなくて、うちのところに集めろという御意見であったり、もう一つは、もうちょっと頑張れば、子どもたちを集める可能性もあるから、それも見極めてほしいという御意見もありました。

ですから、そういった地域の御要望、あるいは地域のほうの努力っていうのをやはり見極めて、場合によっては、やっぱり頑張ったけれども、子どもたちのことを考えると再編も考えなくちゃいけないかなというようなことも、今後は想定をされます。

ですから、そういったものは、やはり大事にしながらも、強引に教育委員会のほうが再編を進めていくということじゃなくて、教育委員会としての考えは示してまいりますけれども強引に進めるということはないということは、今回のこの7ページからの手順のほうで御理解はいただけないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○学校教育課長（原之園健児）** 義務教育学校の校名についてでございますが、基本的には、義務教育学校という名称は使わなければならないということは全くございません。その義務教育学校の種類はそうですけども、学校としては、例えば東郷であれば、今校名募集をしたりして検討をさせていただいておりますけれども、東郷学園小学部とか、あるいは東郷学園中学部とか、そういう使い分けも可能ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○教育部長（中川 清）** この平成28年の4月から新しい法制化になりましたので、当然に、例えば新しく統合小中一貫校のものを義務教育学校として位置づける場合は、関係の教育委員会の規則のほうの改正は当然出てきます。それに応じて、学校名は、今現在、地域のほうに応募しておりますので、別にその新しい学校名が出てくるという二つの手順が出てくると思います。いわゆる規則上の小学校、中学校というところには義務教育学校という名称を入れるかどうか、規則にですね。そして、その位置づけの中に、学校名として新しく統合小中一貫校が平成31年4月になった場合にどういうふうなネーミングにするのかというの

は、また別の手続で進めていくということになります。

**○委員（帯田裕達）** ちょっとお伺いします。東郷の今の小中一貫は、平成31年4月に開校の予定ですが、その平成31年4月の時点で児童数、生徒数はわかりますか。そしてまた、その教職員が何人ぐらい必要なのか、その規模ですね、それをちょっと教えていただきたいんですが。

**○学校教育課長（原之園健児）** 最初に児童数のほうをちょっとお答えさせていただきます。

平成31年4月段階で、現在の状況からの見込みでございますけれども、児童数は、小学校のほうで270人、学級数が10クラス、平成31年、中学校が146人、学級は7クラスぐらいになるのではないかとということで、今見込んでいますところでございます。

**○委員（帯田裕達）** 教職員の数は幾らぐらいでしょうか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 小学校の児童生徒数による学級数の数と、中学校の実際の学級数による職員の数と合わせた数になりまして、ただし校長が1人ということになります。

ですので、現在の数からいきますと、教職員の数が13名ぐらいになるんじゃないかな、小学校のほうはですね。中学校のほうは、これまでどおりの数になると思います。11名、12名ぐらいということになります。ただ、加配とかいろんなついたりとか、学級数が増減によって人数が変わってまいりますので、現在のところ、申しわけございません、はっきりと何人ということはお答えできないところでございます。

**○委員（帯田裕達）** その例えば今おっしゃったように、270と、中学校のほうは146、これが大体開設時ということですよ。それは20年、30年とたった場合は、やはりそれふえることはもう今のところ想定はないわけですから、減ることになるわけですね。

そうしたときに、またクラスが空いたり、教室が空き部屋が出たりするわけですね。当然そういうことは考えられるわけですが。そうなったとき、まだ再編を、再編というのは、そのときそのとき考えていかなきゃならないことですけど、そうなったときに、今学区で東郷地域だけでやっていますが、将来、地域にわたってのそういうのも考えられるのか、今のところではそういうことは考え

ていらっしやらないと思いますが。

実はですね、樋脇でも何人かの方々が、合わせてよかどが東郷にでくるちゅう話やら、じゃどん、ふえることじゃなかつじゃが減ったいがっち、もう将来にわたっては、樋脇かどっかが東郷と一緒に運ばれるんじゃないとか、八幡がそっちに行くんじゃないのかとか。要するにそういうのでいいことなんでしょうけど、そこに空き部屋ができた子どもたちが少なくなったときの状態を考えたときには、やはりそういうことも将来的には、市民の方々、親御さんたちは不安に思っていられところもあるんですが、そのようなときの教育委員会の今考え方は、ないと思えば、どのように考えていらっしやいますか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 今回、7ページの学校再編のところの資料の平佐東小をちょっと見ていただきたいと思います。今回、教育委員会の提案では、平佐東小が平成30年4月を目標に東郷小、もしくは平佐西小への統合を推進するという、いわゆる二つの提案を申し上げました。いわゆる今の現在の中学校区が中央中ですので、それからいくと平佐西小、ただ距離的には、すぐ近くに東郷小、将来的に統合小中一貫校ができるということを踏まえまして、この提案を申し上げたところです。

それに対しまして、平佐東小としては、どちらにということではなくて、もう少し子どもをふやす努力をさせてほしいと。それからもう一つは、今先ほど9ページにあります、いわゆる平佐西小学校大規模化のある平佐西小学校の弾力化、平佐東小学校への校区外通学を認めるという、こういったものも使いながら、やらせてほしいということもございました。

これは、今後、地域の皆様方の御努力というものも見極める必要がありますが、場合によっては、平佐東小のほうから、やはり統合もやむを得ないという状況があったときに、その選択肢として統合小中一貫校にという申し出があれば、そういったものは、教育委員会としても考えていく必要があると。ただ、今現在、あくまでも二次の基本方針案を出した中で、これはこのことで進めてまいりますので、先ほど伺議員のほうからありましたような、強引に教育委員会のほうでそういったものを進めていくということは考えておりません。

もう一つ、今ほど懸念としておっしゃいました

将来的に2クラスが1クラスになる懸念があるんじゃないと。そういったものについても、いわゆる学校の施設整備の中で、そういったものも踏まえながら、いわゆる間仕切りを撤去できるような仕組みづくりというものはしていきたいというふうに思っております。

これは、ちょっとさきの課長の説明とはちょっと違うんですが、文科省が出しております義務教育学校の教職員の点数の算定というのがありまして、この中で、いわゆる小学校が6学年12学級、それから中学校が、いわゆる後期課程というんですけども、2クラスの6学級合わせて18学級の場合の標準となる教職員の総数は31名と、この場合は、校長は1人ですけれども、いわゆる副校長、これが通常のそれまでは2人だったものが、加算になるというふうになっています。ただここは、まだ具体のものがしっかり示されておりませんので、文科省のいわゆる指定してある算定の例としては、こういうふうになっているところでございます。

以上でございます。

**○委員（帯田裕達）** わかりました。その点はわかりました。

じゃあ、もう1点だけ、この前の総務文教委員会で、体育館とグラウンドがやはり一緒に、平成31年4月に間に合わない。工期、予算の問題等もあったんでしょうけど。それは現在も変わらないんですか。

**○教育部長（中川 清）** 委員会のほうの御意見、それからこの後、東郷地域の地域でも、基本的な考え方というのを申し上げました。その中でも、やはり同じ御意見が出ております。せっかくつくっていただくのであれば、グラウンド、野球場とテニスコートと、失礼しました、体育館とプール、こういったものも一緒につくってほしいというような御意見がありました。言いにくいんですけど、私どもからすると大変ありがたい意見をいただいておりますので、今現在、平成31年4月開校に何とかしていただけないかということで、鋭意協議を行っているところでございます。

以上でございます。

**○委員（帯田裕達）** ぜひ地元からも、そういう要望とか出ていると思いますので、今おっしゃったように、我々総務文教委員会も、やはり同時にでき上がることを望んでおりますので、これから

も先、よろしくお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

**○委員（井上勝博）** 品川に行ったときに伊藤学園で聞いた話では、最初は立志式という形で卒業式を名前を書いてやられたんだけど、保護者からどうしても卒業式にしてほしいということで、また名前を卒業式に書いたという経過があるようで、そこは小学校6年生から中学校1年生になるときに、周りの学校からかなり入ってこられたり、また出ていったりという入れかわりが激しいという特殊な事情もあるんだろうと思います。

しかし、東郷の場合はちょっと違うかもしれませんが、立志式って、最初から立志式というふうにしていいのかどうかということは御検討しておいたほうがいいんじゃないだろうかというふうにあるのと、もう一つは、このパンフレットで小中一貫校の学校について、このパンフレットには、中学校よりは普通教室6室というふうに書いてあって、余裕があるんだろうとは思いますが、先ほどの話だと中学校が7クラスになるんじゃないかというお話もあったわけですが、そこら辺は大丈夫というか、大丈夫だと思うんですけども、どうなんでしょうか、確認です。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 先ほど学校教育課長が言いましたのは、クラスというのは、特別支援学級も含めての7クラスです。一応校舎をつくるに当たりましては、特別支援学級の部分も2クラス想定を、間仕切りにしてできるようにつくっておりますので、その部分については問題ないというふうに考えております。

**○学校教育課長（原之園健児）** 卒業式関係の立志式というようなことで対応している学校もあるということでございますけれども、実際に全国的に見ますと、6・3制以外のことを区切りをしている学校におきましても、やはり小学校の卒業式であったり、中学校の入学式というのは実施している学校もございまして、そのところは十分考えていかなければならないと思っております。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

△文化課の審査

○委員長（持原秀行）次に、文化課の審査に入ります。

△議案第216号 薩摩川内市天辰寺前古墳公園条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第216号薩摩川内市天辰寺前古墳公園条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）文化課です。よろしくお願いたします。

議案第216号薩摩川内市天辰寺前古墳公園条例の制定について説明いたします。

議案つづりその3の216—1ページから4ページ、あわせて資料の1ページもごらんください。

天辰寺前古墳は、平成20年6月に発見され、出土品等を含めて県指定を受け、貴重な文化財となっております。平成25年度から造成、のり面工等の保存工事に着手し、広場防護柵、石室保全工事等を経て、現在、古墳・石室模型製作と、その石室模型を設置する場所の基礎工事等を実施しており、平成28年2月末を完成予定としております。

今後、天辰寺前古墳公園として広く一般に公開し、市民の憩いの場、学習の場として活用するため条例を制定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

△議案第217号 薩摩川内市川内文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）次に、議案第217号薩摩川内市川内文化ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）議案第217号薩摩川内市川内文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりその3の217—1ページから4ページ、あわせて資料10ページから12ページもごらんください。

川内文化ホールの使用料については、利用者の負担の適正化と公正化を図るため、今回の改定指標に基づき、その見直しを行うほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては、資料10ページ、ナンバー174の大ホール区分から12ページナンバー220までの47の貸出区分ごとに見直しを行うものでございます。具体的には、大ホールで1時間単価当たり30円から50円、楽屋につきましては、ナンバー201と202は入れかえてございます。金額の差がございましたので入れかえをしてございます。楽屋につきましては、20円から40円、ホワイエにつきましては、30円から110円の値上げとなり、会議室につきましては、10会議室ございます。五つが10円、四つが据え置き、一つの会議室が10円の値下げとなっております。

そのほか別表の3中、「付属」をこざとへのつく「附属」に変更し、その他の機器中の、「テレビデオ」を「DVDプレーヤー、ビデオデッキ」に変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の提案の中で、引き下げというのは1点だけということで、金額としては引き上げ額が大きいわけではありませんけれども、先ほど述べたとおり、やっぱりこれだけ今何でもかんでも上がっているという状況のもとで、せめてこのぐらいは上げなくてもよかったのではないかというふうに思います。

以上です。反対します。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第218号 薩摩川内市入来文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは次に、議案第218号薩摩川内市入来文化ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）議案第218号薩摩川内市入来文化ホール条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづりその3の218—1ページから3ページ、あわせまして資料13ページから14ページもごらんください。

薩摩川内市入来文化ホールの使用料につきましても、さきに説明いたしました川内文化ホールと同様に、今回の改定指標に基づき、その額の見直しを行い、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては、13ページの221、ナンバー221から14ページの261の41貸出区分の見直しを行おうとするものでございます。

具体的には、ホールで1時間単価30円から50円、楽屋、会議室、実習室、多目的ホール、音楽室につきましては、10円から20円の値上げで、視聴覚室につきましては据え置きとなっております。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）引き下げ部分が多目的ホールについて2点ということで、ほとんどやはり引き上げです。引き上げですので反対です。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第219号 薩摩川内市川内まごころ文学館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）次に、議案第219号薩摩川内市川内まごころ文学館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 議案第219号薩摩川内市川内まごころ文学館条例の一部を改正する条例の制定について、積極的にいたします。

議案つづりその3の219—1ページから3ページ、あわせて議会資料15ページもごらんください。

薩摩川内市川内まごころ文学館の使用料につきましても、利用者の負担の公正化と適正化を図るため、今回の改定指標に基づき、見直しを行おうとするものでございます。

詳細は、15ページのナンバー262からナンバー275の14の貸出区分の見直しを行おうとするものでございます。

具体的には、企画展示室及び多目的映像ホールともに、1時間単価30円から、一部120円への値上げとなっております。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** まごころ文学館は、引き下げはないと、ほとんど全部値上げです。反対です。

**○委員長（持原秀行）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** これで討論を終わります。採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（持原秀行）** 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をしま

した。

---

△議案第220号 薩摩川内市川内文化ホール及び入来文化ホールサンフラワー入来指定管理者の指定について

**○委員長（持原秀行）** 次に、議案第220号薩摩川内市川内文化ホール及び入来文化ホールサンフラワー入来指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 議案第220号薩摩川内市川内文化ホール及び薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきの指定管理者の指定について、説明いたします。

議案つづりその3の220—1ページから2ページ、あわせまして、資料の2ページから6ページもごらんください。

薩摩川内市川内文化ホールと、薩摩川内市入来文化ホールの指定管理者の指定管理期間がそれぞれ平成28年3月31日に満了するため、新たに平成28年4月1日から5年間、両文化ホールを、一括して、広域財団法人薩摩川内市市民まちづくり公社へ指定管理しようとするものでございます。

選定の経過等につきましては、資料に記載のございますとおり、去る7月28日に選定委員会を開催し、応募団体は、施設の設置目的や役割を十分理解し、今後も2つの文化ホールの利用者等に対し、安定した施設管理運営が見込めるものとされ、指定管理者として適当であると判断されております。

以上で、説明を終わります。御審査方、よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算書の60ページをごらんください。10款教育費5項社会教育費2目文化振興費748万9,000円につきましては、文化ホール管理費及び文化ホール施設設備費に充当しておりました電源交付金の財源調整でございます。

次に、8ページのほうをごらんください。下から2行目、薩摩川内市川内文化ホール及び薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきの指定管理料の債務負担行為でございます。

先ほど議案第220号で御説明いたしましたとおり、両文化ホールの指定管理がそれぞれ今年度末に終了し、新たに平成28年7月から開始されるに伴い、平成32年度までの5年間の指定管理料の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今、文化ホールの管理費、文化振興費と文化ホールの関係で電源交付金の調整だというお話で、先ほど少年自然の家の場合は、一般財源が減額されて、電源立地交付金が入ってきたと。逆に今度は、一般財源がプラスになって国庫支出金がマイナスということは、その要するにここに電源立地交付金を使おうと思ったけれど、財源をかえたということになるんですか。

○文化課長（岩元ひとみ）はい。

○委員（井上勝博）それはまたなぜですか。

○教育部長（中川 清）電源交付金で一括して進めておりますが、中身的には周辺の部分だったり、長発であったりという、交付金の中でもそう

いう種類がございます。そして、それぞれ充当しております対象経費の増減に応じまして、この全体額の調整をします。対象額が減額になったところについては国庫支出金を減額したり、あるいはそういった調整をしていくということです。ですから、歳出全体の中での対象経費の増減によって財源の調整をしているということで御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博）私の認識では、こういう電源交付金を使う場合に、どういう目的で使うのかということをおあらかじめ申請して使うというふうに思っていたものですから、そういうふうに自由に使えるというふうに理解してよろしいんですか。

○教育部長（中川 清）例えば、人件費に今充当しているところがあります。人件費に充当しますと、これはその人事異動等でその対象経費の人員が変更になったり、あるいは給料の差が出たり、簡単に申し上げますと、小学校費と中学校費、幼稚園費の調整とか出てきますので、その場合は当然対象経費の増減がありますから調整をすると。申請の内容は同じなんですけども、対象となる経費の増減によって調整をしていくということでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査を行います。まず当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）所管事務調査につきましては、村岡専門職が説明いたします。

○専門職（村岡斎哲）それでは、第30回国民文化祭・かごしま2015薩摩川内市主催事業結果につきまして、御説明申し上げます。

総務文教委員会資料12ページをお開きください。それぞれの事業の参加者を記載してございますが、全国はんやの祭典が3万4,935人、薩摩川内こころの川柳大会が1,030人、全国まごころ短歌大会が485人、文弥節人形浄瑠璃の祭典が1,101人、甕島の生活と文化の祭典が、上甕島と下甕島を合わせて2,728人で、5事業で4万279人の方に参加していただきました。

この人数につきましては、下段の四角囲みの中にも記載してございますが、散策参加者、スタッ

フ、ボランティア、出演者も含まれております。  
また、6月議会の一般質問で、教育長や教育部長が答弁されました5事業全体で5万人以上の参加者目標につきましては、川柳と短歌の応募者を参加者としていたことから、総参加者は5万6,032人となり、目標は達成できたものと思っております。

次に、委員会資料13ページをお開きください。国民文化祭の出演団体・川柳・短歌の応募状況を記載してあります。ごらんください。この国民文化祭では、来場者へのおもてなしとして、職員の皆様の御協力のほか、川内駅でのおもてなしや、各会場での茶道などのおもてなし、散策でのボランティアガイドなど多くの皆様に御協力をいただき、来場者の皆様へおもてなしができたものと思っております。

国民文化祭のおもてなし参加団体等につきましては、資料14ページに記載してございます。ごらんください。

第30回国民文化祭・かごしま2015薩摩川内市主催事業につきましては、議員の皆様を初め、各種団体の皆様には、いろいろと御協力をいただき、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上、国民文化祭薩摩川内市主催事業結果の説明を終わります。よろしく願います。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** 文化祭は、本当御苦労さまでございました。

川柳大会、短歌大会に応募者が相当な応募者でしたよね。それと一次選考、二次選考されて、そして最優秀もできたんですけど、例えばですよ、二次選考ぐらいの300とか、この前の本会議で話が出とったんですけど、それを冊子にされるとかっていることは考えていらっしゃるんですか。何かこう、皆さんに提供するようなことは考えていらっしゃるんですか。

**○専門職（村岡斎哲）** 川柳と短歌につきましては、それぞれ作品集の中から、入選者の作品集として短歌のほうはもうでき上がっております。川柳のほうは、この前の川柳大会のときに賞が確定いたしましたので、今その作品集の作成に取りかかっているところでございます。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（帯田裕達）** 12ページに延べ宿泊者数、観光物産協会受け付け、鹿島支所分だけで延べ558とあるんですが、これ鹿島支所分だけで558ということでしょうか。

**○専門職（村岡斎哲）** 観光物産協会と鹿島支所が受け付けたのを合わせての人数でございます。

**○委員（帯田裕達）** 宿泊者はこの558人で、今その量を物産協会等が受け付けたということで、飛び込みで自分で、夫婦で入ったりしているものもあるだろうと思います。

弁当も弁当業者が中に入って、窓口を一つにして対応されたんですが、弁当の数の把握はなされてますか。

**○専門職（村岡斎哲）** 弁当のほうは、国民文化祭の期間中、約1,500食のおもてなし弁当のほうを提供させていただいたところでございます。

以上です。

**○委員（帯田裕達）** 文化祭、今の以上のとおり質問を終わりますけど、文化ホールの件で、課長以下職員の方々に3人来ていただいて、私と委員長、それから文化協会の人たちと一通り全部見ていただいて、たくさんの要望が出たんですね。今来年度の予算折衝に当たってらっしゃると思いますが、中でも強く要望されたのは、やはり身障者等の2階に上がるエレベーターがないということで、なるべく早く設置をしてほしいというような要望が強かったんですが、その辺はどのようになっていますか。

**○教育部長（中川 清）** 文化協会等の御要望については、今御紹介ございましたとおり、大きな御要望というのは、ただいまのエレベーターの設置についてであります。これにつきましては、今後の予算編成の中で、財政課等と協議をしております。

**○委員（帯田裕達）** ぜひ会合等にも、身障者の方は階段を上げられるというのは無理なことです。やっぱりそれは市民の声、文化協会だけの声じゃなくて市民の全体の声として受けとめて、なるべくそういう要求ができるようお願いしておきます。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** では、質疑は尽きたと認

めます。

以上で文化課を終わります。御苦労さまでした。

---

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）次に、総務課の審査に入ります。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、総務課の補正予算について御説明いたします。予算書の29ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、事項総務一般管理費の817万5,000円の減額は、支給実績確定等によります給料、職員手当等共済費の一般職員給の減額補正と、臨時職員雇い上げ料につきまして、産休、病給等職員の代替職員の不足見込み額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で総務課を終わります。御苦労さまでした。

---

△秘書室の審査

○委員長（持原秀行）次に、秘書室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がござい

ませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で秘書室を終わります。御苦労さまでした。

---

△文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）次に、文書法制室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はございませんか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

---

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財政課の審査に入ります。

---

△議案第211号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第211号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、議案第211号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづりその3の211—1ページをお開きください。提案理由につきましては、本会議において説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

211—2ページをごらんください。改正の内容ですが、条例のうち、別表第3の59の項の消防事務に関する諸証明及び61の項のその

他の証明又は閲覧の1件当たりの手数料を、それぞれ270円から310円に改めるものでございます。

では、手数料の算出内容につきまして御説明いたしますので、別途提出しております総務部の議会資料、使用料手数料改定関係の1ページをごらんいただきたいと思います。

1番の消防事務に関する諸証明につきましては、証明の内容が2番のその他の照明又は閲覧と類似していることから、これまで2番の料金と同額として取り扱うこととしておりますので、料金案につきましては、2番のその他の証明又は閲覧により御説明いたします。

なお、火災罹災証明につきましては、手数料を無料としているところでございます。

それでは、2番のその他の証明又は閲覧の現行手数料は、270円であります。次に、事務に係る人件費や物件費等の総コストを年間処理件数で除して、1件当たりのコストとして算出した原価計算額は310円となっております。現行料金より原価計算額が高くなっていることから、今回の改正において、引き上げ改定を行うべきと判断いたしました。引き上げとなる場合は、急激な負担増とならないよう、改定制限率を現行料金に乘じることとしておりますので、現行料金270円に改定制限率130%、30%増を乗じた350円が新料金案となるところでございますが、原価計算額より高く設定すべきでないことから、新料金案を原価計算額と同額の310円としております。

なお、1番の消防事務に関する諸証明につきましても、2番と同額の310円を新料金案と設定したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** その他証明または閲覧については、現行手数料が270円で原価が310円、130%で310円、これ原価になったということになりますね。消防事務に関する諸証明については、原価が1,240円なんだけど、急激に上げないために310円と。原価に近づくまでやるということになるわけですよ。

それからもう一つ、前回4年前は、ほかにも耕作証明手数料、転用証明手数料、いろいろ挙げているんですよね。今回は、この二つに限ったのかな。その辺、どうなんですか。限ったんですかね。

**○財政課長（今井功司）** まず、消防に関する証明手数料が、原価が1,240円であることから、段階的にまた改定制限率を掛けて、数字の調整をする、引き上げをするかということでございますが、こちらはその他証明とほぼ同等の同じ事務内容でございますので、2番の証明手数料の金額とあわせるということでしておりますので、証明手数料が上がる場合につきましては、あわせて消防事務に関する証明手数料も上がるという取り扱いにしているところでございます。

なお、原価計算が差があるものにつきましては、証明に係る事務の時間の所要時間の差で、この額が、原価計算額の違いが出てきたところでございます。

したがって、2の証明手数料にあわせているということで御認識いただきたいと思います。

以上でございます。

もう一点、前回改定をしてというものでございますが、今回の証明手数料の改定につきましては、全体的に言いまして、診療所の診断書の発行手数料の改定をしております。また、畜産、家畜の診療等手数料も改定しておりますが、それにつきましては、条例が別条例でございますので、今回は財政課が所管しております手数料条例の改正は、この2件のものとなったところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 平成23年の改定では、総務部の財政課所管として、例えば、これは非農地証明手数料というのは、でも財政課で入ってたりしているんですよね。ここで手数料の改定をされていて、原価が4,080円で、新料金が670円なので、原価になってないから今回もまた出てくるのかなと思ってたんですが、出てこないというのは、その手数料について、今回はこれとこれにしようかという感じで決めるのか、どういうふうにして今回手数料の、手数料のほかにはいっぱいあるわけでしょう、それをどういうふうにしてるんですか。

**○財政課長（今井功司）** 今回の見直しにおきましては、この手数料条例に掲載しております別表3に掲載しております自治事務の手数料についま

して、全て原価計算をいたしまして、結果、この消防手数料その他の証明手数料のみ引き上げると判断したもので、あとのものについては、原価計算上、もう据え置きになったという結果でございます。

以上です。

○委員（井上勝博）だから、4年ごとに手数料についても使用料についても見直しをするというふうで、全面的にやるのかなと思ったんですが、「今回は」というふうな言い方で、それはどういう判断でされるのかということがよくわからないんですよ。

○財政課長（今井功司）濟いません。私の説明のほうがちっとわかりにくくて。手数料につきましては、全ての手数料を見直し作業をいたしました。その結果、本議案のものを引き上げて判断したというところで、見直し作業、改定作業につきましては、全ての手数料のほうをした結果でございます。

○委員（井上勝博）ちょっと本当に申しわけない。わからないわけですから。手数料というのは、前回、総務部の財政課の所管の手数料について、10個あったんですよ、手数料の改定が。それで今回は、そのうちの2個が出てきたと。意味わからんわけですから。わからんわけですから。それで何でそのほかの手数料について見直しをしないのかと。じゃあ、その原価になったから見直ししてないのかということ、そうじゃないわけですよね。もう少しこう、私がおかしいんですか。

○委員長（持原秀行）今井課長、もう3回目です。

○財政課長（今井功司）濟いません。見直しをしていないかと申されます。結果として手数料条例に載っております別表1と2は、国で単価が決まっておりますので、見直し対象外といたしました。2の別表2につきましても、県からの額の指示がございますので対象外といたしました。別表3に掲げてある手数料については、全て条例に掲載されております別表3の手数料については、全て見直し計算をいたしました。見直しを計算をいたしました。結果、この2点を原価計算額と計算した結果、引き上げになったということで御認識いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（井上勝博）もうこれ以上言いません。

私はよくわからないというのが率直な意見なので、また別途お聞きいたします。

○委員（徳永武次）1点だけ教えてください。いろんな手数料が自治体によって違うのは当然だと思うんですけど、この火災証明ですよ。これはほとんどの自治体も似たようなものですよ。これは他の自治体と比べてどうなんですか、310円かな。新手数料は。

○財政課長（今井功司）しばらくお待ちください。

濟いません、委員長。県内で、受益地で調べましたところ、200円から300円の間で設定されているというところでございます。調べましたところ、200円から300円の範囲で設定しているところが多うございます。

○委員（徳永武次）では、県内で一番高いんですか、310円っていったら。

○財政課長（今井功司）はい。県内で一番高い額になります。2番目が300円でございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）よく理解してないわけですが。しかし、とにかく上がると。原価に近づくまで上げなきゃいけないのかと。もうそういう意味では私は納得できません、反対です。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）反対はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の補正予算について、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。補正予算書でございます、29ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項5目財産管理費であります。説明欄をごらんください。事項財産一般管理費において、財政調整基金における国債運用により収益が生じたことにより、収入額同額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、62ページをお開きください。12款1項公債費1目元金は、事項長期債償還元金において、本年度の借入れ条件が当初予算時で想定いたしました償還期間から短縮となり、元金に不足が生じたことによる増額でございます。

なお、財源内訳のその他財源の増額は、今回の補正で収入見込みにより、住宅使用料を増額したことから、公債費に充当する住宅使用料の額に変動が生じたものでございます。

同項2目利子、事項長期債償還利子は、本年度の借入れ条件が当初予算時の想定より低い利率で借入れが可能であったことにより、減額をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。23ページをごらんください。17款1項3目基金運用収入でございます。財政調整基金において、国債運用益金が生じたことにより計上するものであります。

次に、26ページになります。19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源対策として、基金繰入金を増額しております。

次に、28ページでございます。22款市債は、事業費の計上及び国庫補助内示等に伴い、レクリエーション施設整備事業債、港湾整備事業債及び体育施設整備事業債等を増額し、公園整備事業債を減額するものであります。

次に、地方債について御説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。第4表地方債補正でございます。今回の補正では、体育施設整備事業につきましては、起債の目的、起債の限度額等について追加しようとするものであり、レクリエーション施設整備事業及び港湾整備事業、さらに消防防災施設整備事業において、限度額を増額し、公園整備事業において限度額を減額するものでございます。

以上で、財政課所管の補正予算に係ります概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）基金運用収入の件なんですが、基金運用額、幾ら運用したのか。

○財政課長（今井功司）6億円のものが1案件、2億円のものが2案件で、累計いたしますと10億円の範囲で国債運用した結果の収益金となっております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）正確な安心した利回りを求めるのであれば、こんなもんかなというものではないんですが、今後、また10億程度かけながら基金運用をやって収入をふやしていくということは、おやりになるだろうと思いますが、余り私は歓迎はしないんだけれども、路線を間違わないようお願いをしたいと思います。

以上です。

○財政課長（今井功司）これからも基金運用中につきましては、10億円の範囲内で運用をしていきたいと考えているところでございます。

なお、何分国債でございます。国債の年限が20年、30年、長いものもございますので、20年、30年後の価値等も勘案しながら、会計課と協調して情報を収集し、リスクを負わない形で運用していきたいとも考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。次に委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で財政課を終わります。御苦労さまでございました。

---

△財産活用推進課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○財産活用推進課長（平原一洋）申しわけございませんが、特段ございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（帯田裕達）一般質問で話はもう聞いてらっしゃると思うんですが、あれをもう十分検討して、前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○財産活用推進課長（平原一洋）本会議でも部長が答弁したとおりでございますが、新車購入時に購入できないかということと、検討していきたいと思います。また、以前の分も白黒がたくさんありますけれども、それについては1台当たり、仮に白黒にした場合については、10万円、それこそ係るということでございますので、今後新車を購入するときに十分検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（持原秀行）よろしいですね。質疑は尽きたと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

---

△税務課及び収納課の審査

○委員長（持原秀行）次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第212号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第212号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○収納課長（有村辰也）議案第212号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりその3の212—1ページでございます。提案理由につきましては、本会議で部長から説明をいたしておりますので省略させていただきます。

説明は、総務文教委員会資料で行いますので、総務部資料の1ページをお開きください。1、改正の概要でございますが、平成26年度税制改正におきまして、さきに国の猶予制度の見直しが行われたところでございます。

これを受けまして、平成27年度税制改正で、地方税についても猶予制度の見直しが行われ、一定の事項について条例で定めることとされたため、規定を追加するものであります。

主な改正内容であります。これまでの「職権による換価猶予」に加え、「申請に基づく換価猶予」が新設をされました。あわせて、担保の徴取基準、申請書記載事項等について、条例で規定することとなりました。

具体的には、以下について市税条例に規定を追加するものであります。

- （1）徴収金の分割納付等について、猶予期間の金額等を妥当なものに分割させるものとし、  
（2）で申請書の記載事項をアからエまで、  
（3）で添付する書類としてアからエについて、  
（4）で担保の徴取基準について、これまでの50万円から100万円に引き上げることとし、また3カ月以内に終わる場合には不要といたしました。

2 ページをお開きいただきまして、(5)、  
(6) で訂正申請期限について規定をいたしました。  
一つ、済みませんが飛ばしていただきまして、  
4、その他所要の規定の整備を行うこととして  
おります。5、施行期日でございますが、平成  
28年4月1日となっております。

3に戻っていただきまして、今後の窓口での  
対応でございますが、徴収猶予については、これ  
までも口頭により対応をしてまいりましたけども、  
新設された申請による換価猶予制度については、  
差し押さえの段階で該当の皆様には周知を図り、  
適切に個々の状況を判断し、対応をしていきたい  
と考えているところでございます。

なお、参考までに2ページの下段囲みの中に、  
徴収猶予制度の内容を記載をしておりますので、  
御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜  
りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明が  
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。

○委員（井上勝博）これまでも例えば国税を  
一括して払えない場合に分納でお願いしたりとか  
ということでやってきたわけですね。今回のこ  
の条例改正について、今ちょっと説明されたとは  
思うんですけども、いわば申請書類というか、  
申請用紙ができて、そして今まで口頭でやればよ  
かったのが、申請用紙でもって、このいわば分納  
するから、差し押さえではなくて分納するから、  
差し押さえてくださいということが、書類上で申  
請ができると、そういうことになるということ  
ですか。

○収納課長（有村辰也）これまでの猶予は口頭  
で行ってた分につきましても、法律で条項が参考  
の括弧、丸の徴収の猶予のところからエまで  
ございますが、これらの条件に該当するものにつ  
きましては、猶予を認めていたというものでござ  
います。それが4月1日の納付期限が参りますも  
のにつきましては、今後申請書の記載と添付書類  
が必要になるということでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）これはちょっと関連する  
かというふうに思うんですけども、例えば個人番  
号制度との関係も出てくるんですか。例えば申請  
書類には個人番号を書くとか、そういうのも出てく

るんですか。

○収納課長（有村辰也）現在のところ、収納  
の申請については、個人番号の記載は考えていな  
いところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決  
定しました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中  
止しておりました議案第291号平成27年度薩  
摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）それでは、税務課所管  
に係ります歳入予算について御説明いたします。  
失礼しました。補正予算につきまして御説明いた  
します。

予算に関する説明書の31ページをお開きく  
ださい。2款総務費2項徴税費1目税務総務費、税  
務一般管理費では、本年10月の人事異動に伴い  
ます人件費等の補正が主なものであります。2目  
賦課徴収費、固定資産評価事業費13節委託料で  
は、実績見込みによる減額補正を行うものであり  
ます。

次に、予算に関する説明書の13ページをお開  
きください。税務課所管に係ります歳入予算につ  
いて御説明いたします。

1款市税1項市民税1目個人分1節現年課税分  
につきまして、主な要因として、所得割の納税義

務者の若干の増加、また個人所得の増加の傾向が見られることから、実績見込みを踏まえ、増額補正を行うものでございます。

次に、14ページをお開きください。2項固定資産税1目固定資産税1節現年分につきまして、償却資産において、太陽光発電などの再生可能エネルギー関連の増加によりまして、実績見込みにより増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）ここで本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○総務部長（今吉俊郎）恐れ入りますが、協議会に切りかえていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）それでは、ただいまより協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時27分休憩

~~~~~

午後2時35分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）所管事務全般の質疑に入ります。ございませんか。

○税務課長（山口秀昭）特にございません。

○収納課長（有村辰也）収納課もございません。

○委員長（持原秀行）この所管事務全般の質疑に入りますが、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で税務課及び収納課を終わります。御苦労

さまでした。

△契約検査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、契約検査課の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止にしておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）契約検査課長でございます。補正予算の説明をいたします。

予算に関する説明書は29ページになります。

2款1項14目契約管理費です。委託料の599万4,000円でございます。これは契約検査課で運用管理をしております、工事台帳管理等システムというシステムがございますが、この中も運用中の庁内サーバーの基本ソフトですけども、この基本ソフトがマイクロソフト社のウィンドウズサーバー2003というソフトでございますけれども、その補修のサポートが、本年7月をもって終了いたしました。なお、終了後、修正プログラムが提供されない取り扱いとなっております。

つきましては、サポートの終了に伴いますシステムの脆弱化によります情報漏洩、こういった重大リスクを回避するためのセキュリティ対策といたしまして、後継のシステムへの移行を行うものがございます。

具体的には、最新の基本ソフトでございます、ウィンドウズサーバー2012への移行、それと従前のソフトに基づいてプログラムを作成しておりますので、この新たなソフトに対応させるためのプログラムの改修でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）それでは、所管事務について資料に基づきまして、今年度の入札の状況等を報告いたします。

資料は3ページでございます。

1の（1）ですが、これは入札の件数と平均落札率です。年度ごとの状況でございます、一番下が今年度、平成27年度でございます。今年度11月25日開札分までのデータでございます。182件を執行いたしまして、平均落札率は一般、指名の合計で91.19%となっております。

下の表（2）は、今年度の一般競争入札での工種ごとの開札の状況です。主な部分を説明いたします。

入札1件当たりの申し込み業者数、それと予定価格の90%未満の金額で応札があった場合により施工体制調査、この件数、それと同額となった場合のくじによる落札決定の件数等でございます。それぞれ記載のとおりとなっております。

右から2番目の欄に、不調件数2件とございますけれども、これは1件は4社が申し込みをされたんですけども、3社の方が辞退、残り一緒の方が、工事内訳書の内容が別の個人名称となっております、案件の特定ができませんことから失格となりました。よって、不調となったものでございます。これは、再度公告を行いまして、後日落札となっております。

もう一件は、応札をされた1社が、受注制限に該当いたしまして失格となりまして、不調となったものでございます。

これは、再度、後日広告をいたしたんですけども、申し込み者がおらずに、現在、中止となっている案件でございます。

次に、4ページでございます。

（3）は、一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注件数です。1,000万円の工事が、現時点で全体の52%となっております。

その下の表は、コンサルの業務委託でございます。全て指名競争入札です。五つの業務の区分、合計での平均落札率等でございます。

表の中央のうち格付コンサルでございますが、

これは等級格付を行っております市内業者のみを指名業者とした案件でございます。

続きまして、5ページでございます。

3が、一般競争入札の落札率の状況でございます。

上のほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注の件数、下の折れ線が入札の参加率でございます。昨年度との比較の表になっております。

その下の4は、同じく工種別の平均落札率です。棒グラフの右のほうが今年度分でございます。現時点では、建築一式と電気を除きまして、昨年度を下回っている状況でございます。

次に、6ページです。

工事成績評定点の状況でございます。

上の折れ線グラフですが、三角がその月の最高点、ひし形が平均点、四角は最低点をあらわしております。実線が本年度でございます。棒グラフは、成績表で行った工事の件数です。

平均点につきましては、これから年度末ですが、検査件数がまとまって出てまいります、したがって、全体の傾向というのは、現時点ではまだわかりませんが、これまでの分を見ますと、現時点では昨年度を上回っております。

成績表では、評定の根拠としております工事成績評定要領、これを今年度から一部改正をいたしておりますが、配点等の構成を一部見直したりしたんですけども、受注者の方のほうで、これまでの評定結果を生かされての品質向上、これが見られます。それが評定点の向上につながっているというふうに考えております。

6は、総合評価落札方式の実施状況です。今年度、これまで9件を実施しております。平均落札率は93.9%です。

一番右の逆転件数は、最低の価格で応札された方以外の方が落札者となった件数でございます。

資料は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）この書類の3ページ、不調件数が2件ってあるんですけど、これは土木等建築一式、土木一式なんですけど、どちらだったんですかね。それと、予定金額は幾らだったのか。それと、その工事の内容。それと、この工事の必

要性があったのか。もちろん必要性があるということで入札をしようとしたんですけど、それだけ教えてください。

○契約検査課長（堂元清憲） 工種につきましては、不調の件数は、土木一式が、土木一式と建築一式それぞれ1件ずつでございます。

予定価格につきましては、税抜き価格ですが、1件は、建築一式のほうは2,665万2,000円でございます。それと、土木のほうは497万8,000円でございます。

それから、工事の内容でございますが、建築一式のほうは、甕島の海洋中学校の屋内運動場、体育館の耐震対策工事ございました。これは、10月に再度広告いたしまして落札をしております。

それと、もう一件のほうは、平佐地区の市道管渠築造工事ということで、これは工区が分かれておりますが、その27の2、2工区でございました。

これにつきましては、再度広告をいたしたんですけども、応募者がなかったものですから、11月11日でございましたが、申し込み者なしということで中止になっております。

ただ、現時点での状況といたしましては、工期との関係もございまして、随意契約の方向で、主管課のほうで考えているというふうなことで、回答をもらっております。

○委員（福元光一） 今、中止というか入札をしていないという、土木ということで、ちょっと最後のほうが開き取れなかったんですけど、2工区に分かれておることしなんですけど、恐らく必要性があるし、土木の場合は、市民も、この建築のほうは耐震補強で、もう入札があったということだったんですけど、土木のほうも、やはり道路だったら、道路工事やったら、市民に恐らく生活に不自由させるところじゃないかと思うんですけど、最後のほうの説明をもう一回、もうすぐ入札ある、何とかって言われたんですけど。

○契約検査課長（堂元清憲） 済みません、ちょっと明確に、言葉でしかけど、当初、10月の14日に開札予定の分でございまして、これが先ほど申しました中止となり、一応札をされた方が1社だったんですけども、これが、この1社の方が、当日、別の案件も受注されまして、工期を割った場合に、一方からとったら一方からとれない

という受注制限をかけることがございますが、それに該当されて失格となられたということで流れた、不落になりました。

もう一度、公告いたしたんですけども、これが11月11日の開札予定分でしたが、これは申し込みをされる方がいらっしゃらなかったということで、これも不落、中止となりました。

現時点で、主管課の考え方をお聞きしますと、これ、法令上、応札者がいない場合は、随意契約の該当要件に該当いたしますので、発注の予定価格等の変更はできませんけども、その範囲内で随意契約ということで、その予定ということで聞いておるところでございます。

相手方の選定につきましては、まだそこはちょっと聞いておりません。

○委員（福元光一） 随意契約で、今のところ応札者がいないということなんですけど、その原因としては、工事をすれば赤字だということで応札者がいないのか。もうもちろん設計書を見たらわかるわけですからね。ボリュームがどのぐらいであって、もうかるか、もうからんかわかるから、恐らく工事をしたら赤字だという感覚で応札されないのか。

そして、この随意契約をした場合に、この随意契約の場合は、役所のほうから指名で1社に随意契約されると思うんですけど、その人が、いや、その人から、そういう方向でとってもらえるんだったら、何で今、応札がないのか、どう思われておるんですか。

○契約検査課長（堂元清憲） この工事の詳細なそういった工種等の内容は聞いておりませんが、私道に下水道管の発注案件なんですけども、管をちょっと埋設するような工事ということで、私道なんでもんですから、なかなかその辺の調整が、私有地の方との調整等もあるということで、ちょっと工事が、通常の工事とやや異なる部分があるというようなことで、ちょっと聞いておりました。

そこら辺もありまして、受注の意欲が余りないのかなという、そこ辺が申込者はなかったのかなということかなというふうな、今は考えているところでございます。

○委員（福元光一） 2工区に分かれているって言われたんですけど、これは2工区とも私道なんです。そして、私道、今、私道と言われたんで

すけど、私道の工事をされるんですかね。そのところを教えてください。

○委員長（持原秀行）これ、所管課は呼ばんでいいんですか。所管課に確認せんと言えますか。

○契約検査課長（堂元清憲）それじゃ、設計の審査をしておりますので、審査した技術の検査員のほうから、ちょっと内容について答弁できる部分までは答弁いたします。

○主幹（内田俊文）下水道の私道にということですけども、どうしても生活排水の関係上、私道に地域の同意があれば入れられるというような話は聞いておりますので、私道に入れるというのは可能だというふうに考えております。

○委員（福元光一）その道路工事じゃなくて、下水道工事で私道に、はい、そしたらできますね。はい、わかりました。あとはまた詳しいことは、また後で聞いてみます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（福元光一）はい。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）ちょっと教えてもらいたいんですが、3ページの一般競争入札の開札状況、これで何でこんなにくじが多いのかなと。サンプルというのかな、計算表があるとは聞いていたんですが、もうこれはほとんどというの、もう全く同じ金額で、特に土木一式なんか73.4%、これが、くじ発生率ということなんだけど、もう寸分変わらずにこういう状態なのか。そして、くじをした結果として、均等にこれが、くじ結果が割り振られていっているのかどうか、その辺、教えてもらいたいのが一つ。

それと、一番最後の総合評価落札方式の逆転件数が3あるんですが、これの最低応札者をオミットして逆転をさせていく、こういったのを契約検査課のところで協議されてやるんだろうと思うんですが、その辺のいきさつ、経過、教えてもらいたいです。

○契約検査課長（堂元清憲）それでは、1点目のくじの関係でございますけども、この3ページのデータでございますが、一番下に③で同額の「くじ」のということで、47.8%ということで示しておりますけども、特に、土木一式が発注件数が多いものですから、土木のほうは、47件が、くじというふうなことであります。

このくじにつきましては、これはもう同額の方

が複数並んだ場合は、くじということでは、これは自治法の施行令に規定がございまして、くじで直ちに決定しなければならないということで、これは、もう法令どおりにやっているわけですけども、ただ、この件数、率でございまして、ちなみに、昨年度は、今の時期ですと36.1%、平成25年度の今の同時期では29.5という数字でございまして、特にここ3年間ぐらい、かなりの勢いで、くじの率が上がってきているという状況がございまして。

要因といたしましては、発注の件数自体が年々減っているということで、競走が激化していると、これはもうございまして。

それとあと、業者さんとの意見交換会等でも、このくじのことは話で出てくるんですけども、もう今はすぐ積算をされるソフトが、もう非常に性能が高いというんですか、いろいろ複数の会社が出しております、業者さんによっては、もう複数ソフトを持っていて計算されて、両方とも合った場合にそれで応札されるとか、もう非常に入札結果は、毎週1回出しておりますけども、円単位の同額というのが非常にふえてきておりまして、当然、業者の受注者の方の積算能力があれば、最終的にはそういう状況を招くことになるんでしょうけども、ここ、特にことは、もう非常にその傾向が多ございまして。

もう1円単位で3名並ぶとか、先日は20社の方が同額というのがございまして、ちょっと我々も驚くような状況が今年度は特に多ございまして。そういうふうな現状がございまして。

くじですね、済みません。

くじは、会場入札と違いまして電子入札でやっておりますので、電子くじというんですけども、応札をされたときの時間の数とか、いろいろ非常に細かいケースがございまして、お一人お一人、まずある数、数値を応札された業者ごとにコンピューターで算定するんですけども、それを最終的に、また非常に複雑な式もあるんですけど、全く恣意性のない抽選システムになっております。

ただ、なかなか抽選に当たらないとかいうようなことも、たまには業者さんもおっしゃいますけども、そこは人為的にするくじじゃございまして、もう全く恣意性のないくじの当選率だというふうに説明はしております。

○委員（佃 昌樹）偏りはないのか。

○契約検査課長（堂元清憲）ですね。偏りといえますか、くじのちょっと統計自体は詳しいのをとったことはございませんけど、確かに、くじに当たる回数が多いという方は、いらっしゃることはいらっしゃいます。くじですので、もう偶然です。済みません、ちょっと答弁があれですけど。

それと、済みません、総合評価につきまして専門職のほうから答弁させます。

○専門職（増田貴文）総合評価につきまして御説明をします。

総合評価落札方式につきましては、通常の一般競争入札でいいますと、価格だけの競争ではなく、技術面も含めた総合的な評価をして、入札をするという方式でございますけども、この逆転現象につきましては価格以外の技術評価、技術者の能力とか、あと地域貢献度、あと企業の施工能力等を評価をした技術評価点というのがあるんですけども、その評価点が著しく高いところが、高い価格で入札をされた場合にも逆転、高い価格で入札をされても、その技術評価というのは高いということで、総合的に評価値が高くなるという現象が起きてきます。

それが逆転ということで、最低価格を入れたところの業者ではなくて、技術評価点が高いところが落札をするということになっておるところでございます。

技術評価点が、数社、応募をされた中で、近接をしている場合は、あんまり逆転現象って起きないんですけども、1社だけ、ずば抜けて高い場合とかそういうときには、逆転現象が起きるというふうな状況になっております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（佃 昌樹）今のでわかるんですよ、評価の高いところを落札させていくちゅうのは。その評価の低いところを落とす、逆転現象をさせていくわけですから、お宅はちょっと評価が低いよ。それで、この落札は総合評価的に見たら応札できませんよというふうなふうに持っていかなるを得ないわけでしょう。

○契約検査課長（堂元清憲）はい。

○委員（佃 昌樹）だから、そのところは、その契約検査課の中でいろいろと協議をして、そして最終的な選考をするということになるのか、

もう機械的に、これはだめだからこうなるんだっていう方法なのか、その辺のところ。

○契約検査課長（堂元清憲）この総合評価落札方式としましては、一般競争入札でございます。もう公告をいたしまして、受注を希望される業者の方が申し込みをされます。申し込みをされますと、通常は下の金額の入札の応札額で、順番で落札になるんですけども、その応札は後にやるんですけども、まずは技術資料ということで、いろいろな資料を出していただくんですけども、いろいろな点数でいいますと17点満点とかあるんですけども。

〔「16点です」と呼ぶ者あり〕

○契約検査課長（堂元清憲）済みません、16点満点なんですけども、ウエートの的には、どの工事にどういう技術者をつけるのかという、どの方をこの技術の責任者にするかというウエートなんかは、ちょっと高うございます。

その点数の配分といたしまして、その方が過去に優秀技術者の表彰を受けたかどうかということやら、いろんなこの資格とか、そういう資格の取得状況はどうなのかということやら、その方が携わった工事の成績評定点が、過去、6年間とか4年間とか見るんですけども、過去6年間、どういう平均点をとっていらっしゃったかとか、もうそういうのがございます。

それと、その会社が、過去に同種の今、発注をしました工事に類似した工事の平均点がどうだったのか、項目数が二十数項目あるんですけども、それぞれ通知表じゃございませんけど、済みません、いろいろ配点がございまして、それにずっと出された書類を当てはめていくんですけども、それで何点というふうな点数が出まして。

それと、あと最後に応札をしていただくんですけども、価格では一番安いけれども、点数ではちょっと一番下の点数だったという方は、価格は安いけれども、技術点が高い方が逆転して落札者となると、そういった結果が、それを逆転という形で、今、数字として上げている件数なんですけども、そういう現象が生じるということになります。

ですので、いろいろ経験豊富な技術者の方とかをつけられようとする場合は、おのずとその点数が高くなってまいりますので、高得点をとられるケースが多いというふうな、一例としましてはそういう事案になっております。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

△防災安全課の審査

○委員長（持原秀行）次に、防災安全課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○防災安全課長（角島 栄）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（帯田裕達）1点だけ。僕、一般質問で、第9次の事故の調査をしてみたんですが、なかなか平成27年度までの目標達成ができないような状況だっことは、もうわかっているんですが、今度また5年間を目標に、第10次を立てられると思うんですが、何でそういう達成ができなかったのか。例えば数字をじゃあ、どういうふうになさるのか、その辺の何か考えがあられたらと思います。

○防災安全課長（角島 栄）今年度は、死亡事故等も多くなっております。また、計画の中でも、なかなか減少健康にないということで、今年度、大綱心のプロジェクトを実施しながら、現在、毎月、事故の件数、負傷者等の件数も少なくなっている状況でございますので、こういうプロジェクト、並びにそういう立哨等を通じながら続けていって、そういう事故減少を目指していくということで、今、進めているところでございます。

○委員長（持原秀行）いいですか。よろしいですか。

○委員（帯田裕達）はい。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さ

でした。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局でございます。

選挙管理委員会の補正予算について説明いたします。

まず歳出でございます。予算に関する説明書は33ページでございます。

2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費で補正額330万円の増額補正でございます。節の13の委託料でございまして、選挙人名簿調整システム等改修業務委託でございます。これは選挙年齢の18歳に引き下げに対応するため、現在の

選挙人名簿調整システム及び投票管理システムを改修するというものでございます。

次に、歳入でございます。予算に関する説明書の18ページでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金20節選挙費補助金で、選挙人名簿システム改修補助金の73万7,000円でございます。

以上で、歳入に関する補正予算の説明を終わります。御審査方よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）ございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑ないを認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

△監査事務局及び公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑がないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、議事調査課の審査

に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） それでは議案がありますので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男） 特にございません。

○委員長（持原秀行） これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（持原秀行） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（持原秀行） 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後、必要となった場合の委員派遣の取り扱いを委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（持原秀行） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 持原 秀行